

I 序 論



第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

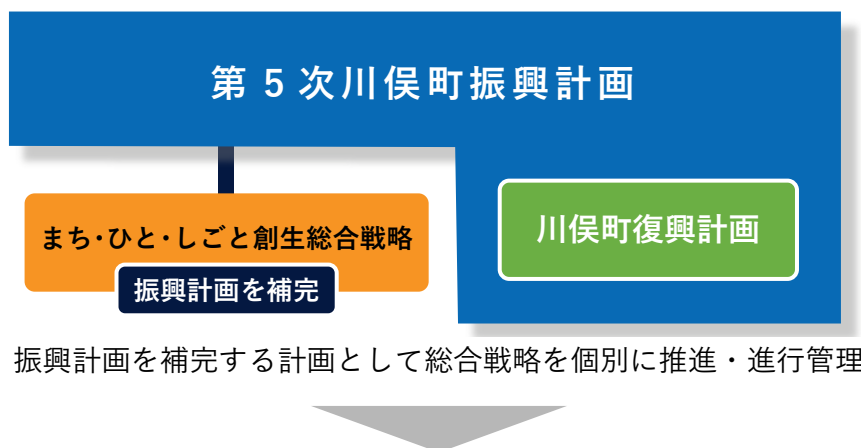
第6次川俣町振興計画（以下、「第6次振興計画」）は、町の総合的な指針である第5次川俣町振興計画（以下、「第5次振興計画」）が令和4年度に目標年次を迎えるにあたり、これまでの取組の成果や今後の課題を明らかにし、本町が目指すべきまちづくりの方向性を示すものとして、新たに策定したものです。

第5次振興計画策定以降、本町では、平成23年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興の道標である川俣町復興計画（以下、「復興計画」）の策定をはじめ、川俣町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」）を策定し、振興計画を補完する計画として推進してきました。

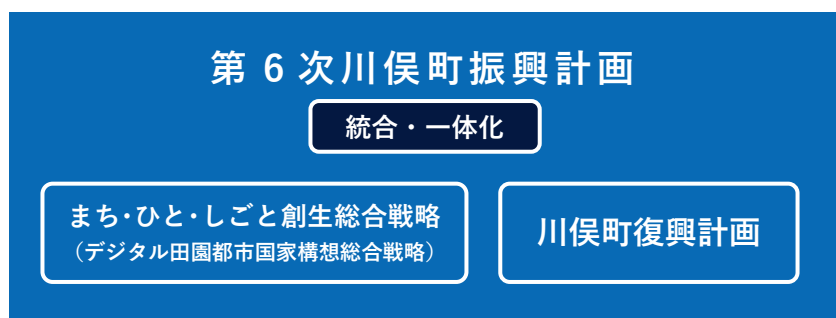
その間、少子高齢化に伴う人口減少やインターネットの普及による社会変化が進む中で、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）が世界的に推進されるなど、本町を取り巻く社会経済情勢や人々の価値観は大きく変化しています。また、令和5年3月には東日本大震災発災より12年が経過し、「マイナスからゼロ」の復旧から「ゼロからプラス」への確かな復興へと新たなステージを迎え、さらには新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化など、今まさに新しい時代への転換期にあります。

こうした状況において、第6次振興計画策定にあたり、すでに統合した復興計画に加え、地方創生に特化した総合戦略も振興計画に統合し、一体的な推進と進行管理を行っていきます。加えて、令和4年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、デジタル技術の活用によって社会課題解決や魅力向上の取組を進めていくこととします。

■これまでの振興計画と総合戦略の関係



■これからの振興計画



総合戦略を振興計画に統合・継承し一体的に推進・進行管理

第 2 節 計画の構成と期間

第 6 次振興計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されます。

1 基本構想

基本構想は、令和 5 年度を初年次、令和 16 年度を目標年次とし、今後の本町のまちづくりの基本的な理念、将来像及びまちづくりの基本目標を定めています。

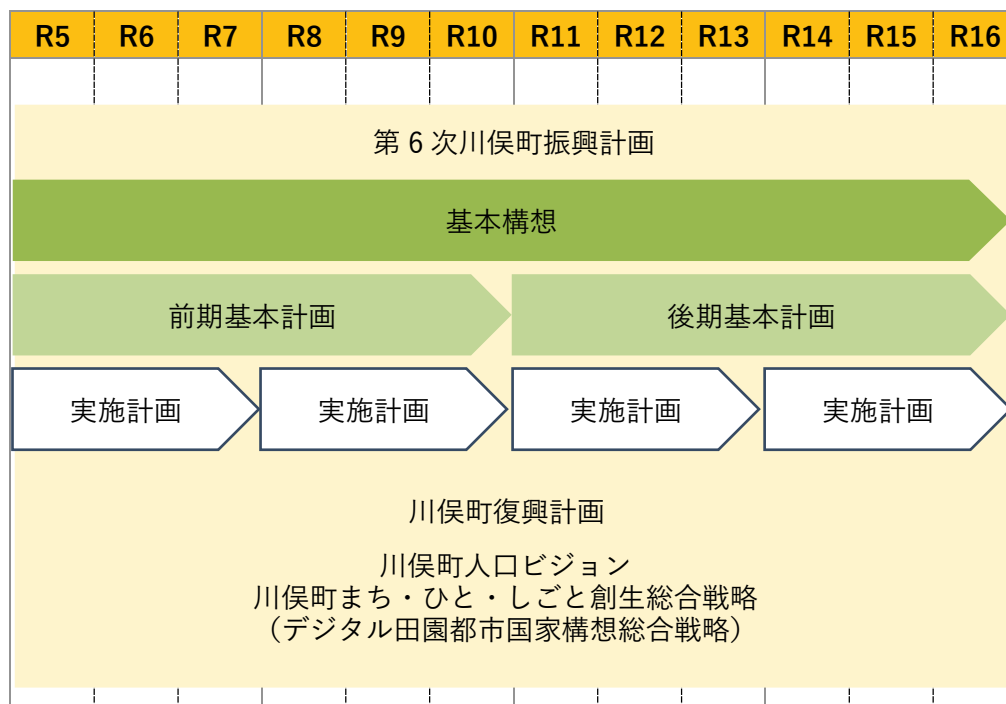
2 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、重点的に実施する施策や分野別の施策を体系的に整理しています。

基本計画は、令和 5 年度から令和 10 年度までの前期と、令和 11 年度から令和 16 年度までの後期で構成されます。

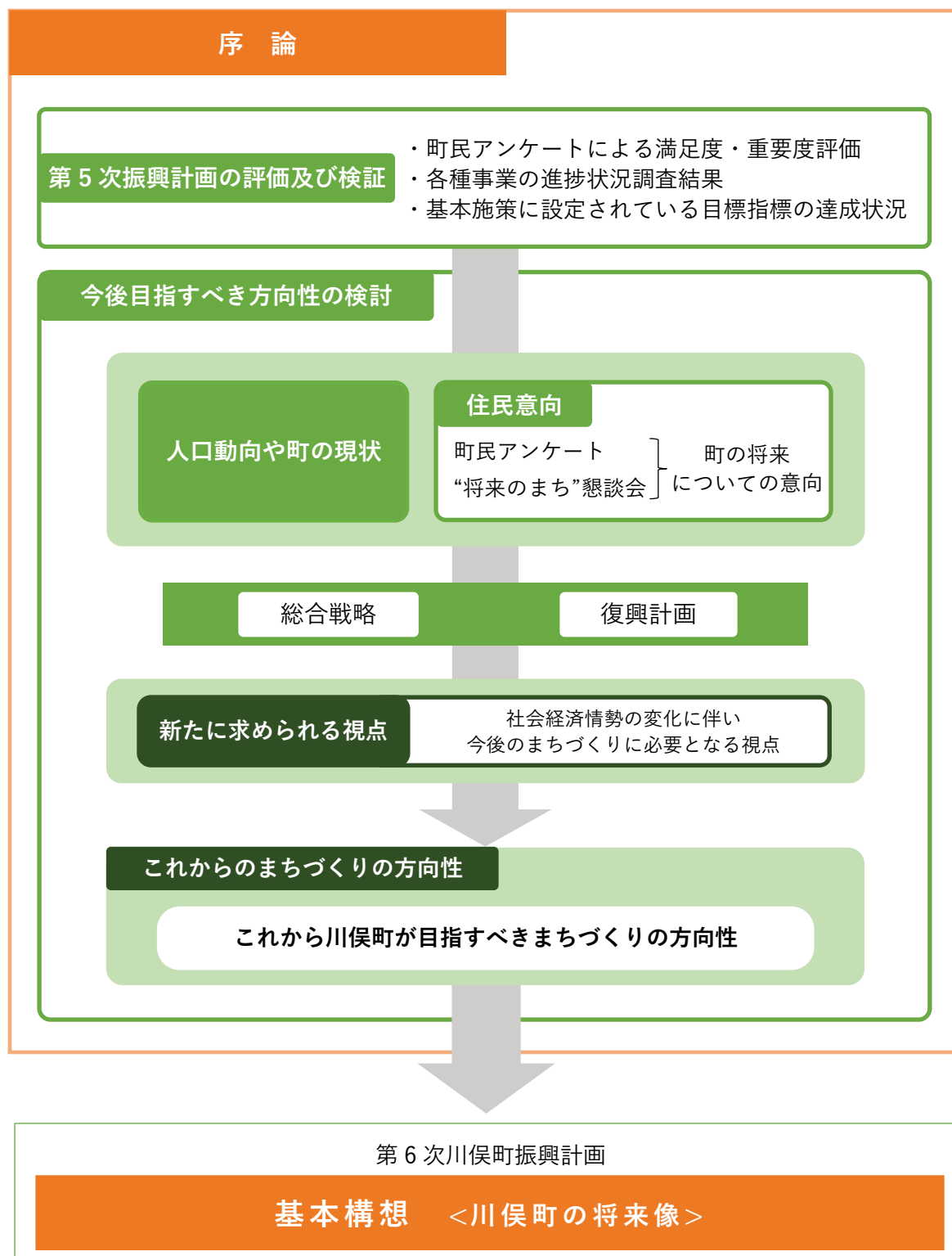
3 実施計画

実施計画は、基本計画に基づき実施する施策・事業を定めるもので、毎年度の予算編成の基本とするとともに、社会情勢や経済動向に留意して 3 年ごとにローリング方式により見直しを行います。



● 本計画書の読み方

本計画書では、序論にて、第5次振興計画の進捗や成果を検証したうえで住民意向や本町を取り巻く社会情勢の変化、時代の潮流から新たに求められる視点を整理します。これらを踏まえ、第6次振興計画にて、本町の目指す姿を将来像として掲げます。



第2章 第5次振興計画の評価・検証

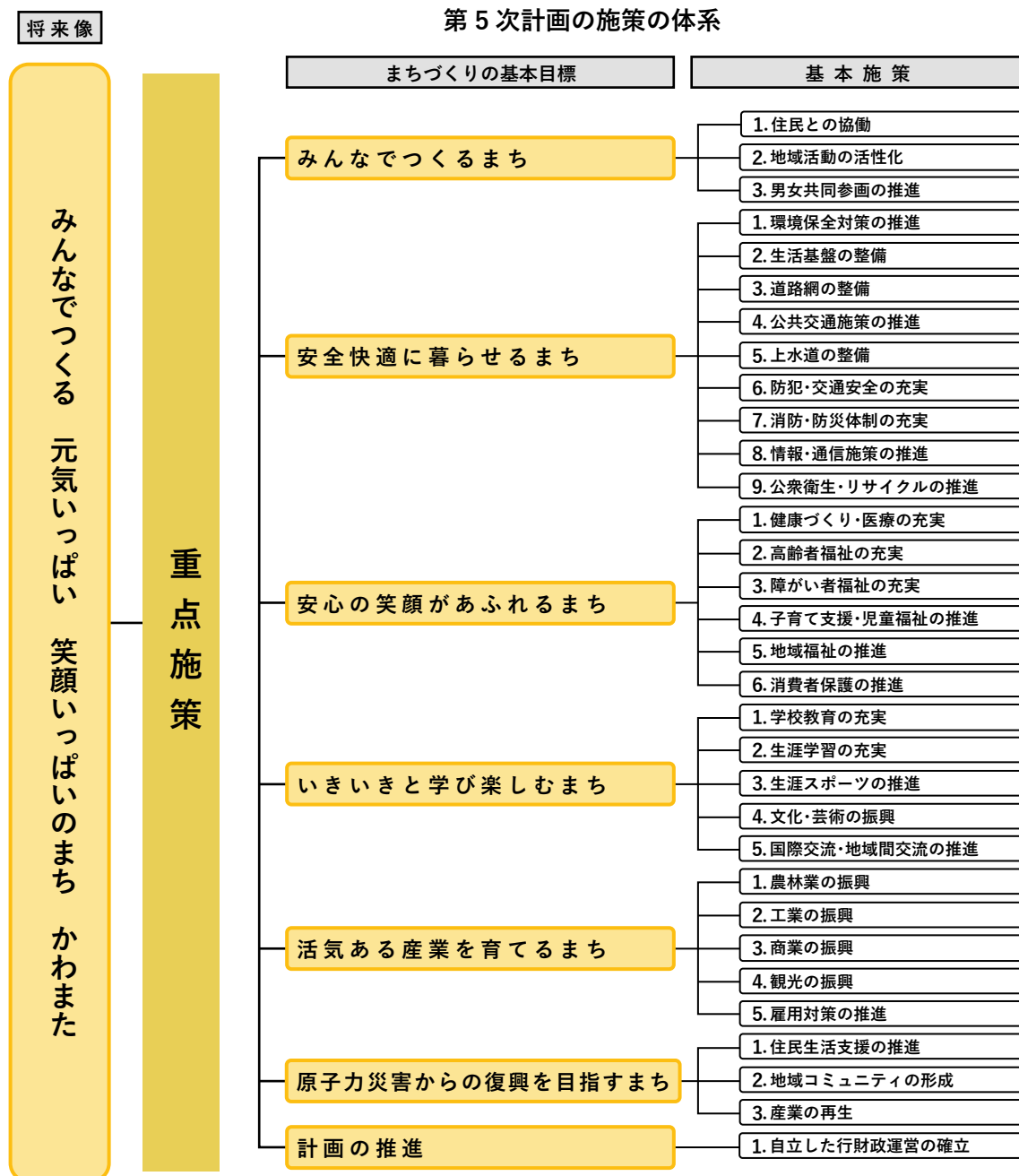
第1節 評価・検証の目的と方法

1 評価・検証の目的

第5次振興計画では、その将来像「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」の実現に向けて、7つの基本目標と32の基本施策を設定し、各種事業を推進してきました。

第6次振興計画の策定に先立ち、第5次振興計画の成果を評価するため、取組の実施状況や基本施策に設定されている目標指標の達成状況を検証しました。

この評価・検証は、各分野の課題や改善点を明確化し、第6次振興計画の方針に盛り込むとともに各施策の事業・取組の見直しや重点化に反映することを目的に実施しました。



2 評価・検証の方法

第5次振興計画の評価・検証は、アンケート調査による評価と各種事業の進捗度及び達成度により行いました。

(1) アンケート調査による評価

「川俣町まちづくりアンケート」（以下、「町民アンケート」）調査は、住民の皆様に第5次振興計画における各施策の満足度や重要度をお聞きし、これまでの成果を評価するとともに、今後のまちが目指すべき姿など第6次振興計画における基礎資料とするために実施しました。調査対象は、一般及び若者とし、それぞれに調査項目を設定しました。

調査対象：①川俣町内にお住まいの18歳～75歳の方（一般）の中から3,090人を無作為抽出

②川俣町内にお住まいの15歳～17歳の方（若者）の中から300人を無作為抽出

調査方法：郵送配布回収方式（②のみインターネット回答も併用）

調査時期：令和3年7月～8月

調査内容：①居留意向、各取組の満足度と重要度、人口の維持・増加による町の活性化について、など

②住みたいまちの希望、進学や働き方の希望、結婚観・子どもについての希望、など

回答者数：①794票（有効回収率25.7%）

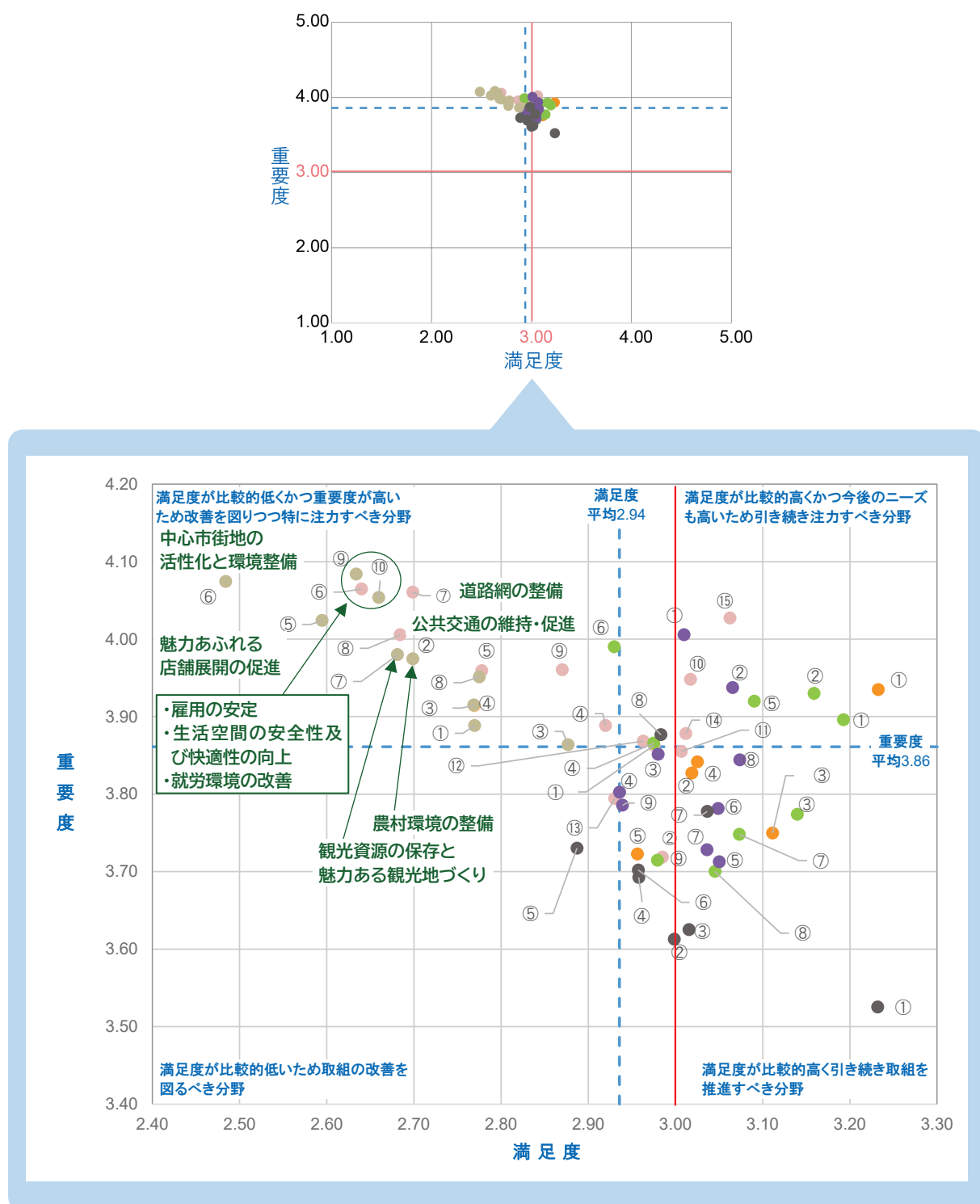
②55票〔郵送45票、WEB10票〕（有効回収率18.3%）

(2) 各種事業の進捗管理と目標指標の達成度

第5次振興計画では、「第5次振興計画進行管理表」により毎年度ごとに進捗状況を管理しており、計画期間を通じた評価として、計画に掲げている全ての事業について今後の課題、重点取組事項を整理しました。

第2節 町民アンケート結果による施策別の満足度と評価

第5次振興計画で進めてきた各施策について、町民アンケートで「現在の満足度」と「今後の重要度」をそれぞれ5段階で評価した結果、「満足度」の平均値は2.94でした。また、「重要度」との組合せでみると、特に注力すべき施策として「中心市街地活性化、店舗の充実」「雇用と就労環境の改善」「生活空間の安全性・快適性の向上」「道路・公共交通網の整備と改善」「観光の活性化」「農村環境の整備」などがあげられます。



各施策に対する「満足度」と「重要度」を5段階で回答いただいた結果について、点数化し、評価しました。現在の満足度は「満足している」を5点、「満足していない」を1点、今後の重要度は「重要である」を5点、「重要ではない」を1点とした時の平均点を算出しています。

第5次振興計画 基本目標と基本施策

みんなでつくるまち	
①まちづくり情報の共有化	④地域活動拠点の整備
②住民参画・協働まちづくりの促進	⑤男女共同参画の推進
③地域活動の促進	
安全快適に暮らせるまち	
①自然環境の保全や活用機会の拡充	⑨上水道の計画的な整備
②良好な住環境の確保と定住対策	⑩防犯対策の強化
③良好な住環境の確保と移住対策	⑪地域防災体制の強化
④公共施設の維持管理	⑫地域情報化の推進
⑤河川・用排水路の整備	⑬行政情報化の推進
⑥生活空間の安全性及び快適性の向上	⑭廃棄物処理対策の推進
⑦道路網の整備	⑮新型コロナウイルス感染症予防の取組
⑧公共交通の維持・確保	
安心の笑顔があふれるまち	
①健康づくり・地域医療体制の充実	⑤子育て支援の充実
②高齢者福祉の充実	⑥地域福祉の推進体制づくり
③高齢者の生きがいづくりと社会参加支援	⑦福祉意識の形成と活動の促進
④障がい者福祉サービスの充実	⑧消費者意識の啓発
いきいきと学び楽しむまち	
①学校教育の充実	⑥歴史、伝統、文化の復興と継承
②教育環境の充実	⑦文化・芸術活動の促進
③生涯学習推進体制の強化	⑧国際交流の推進
④家庭や地域の教育力の向上	⑨地域間交流の推進
⑤スポーツの振興	
活気ある産業を育てるまち	
①農林業生産体制の整備	⑥中心商店街の活性化と環境整備
②農村環境の整備	⑦観光資源の保存と魅力ある観光地づくり
③既存企業への支援	⑧観光PR活動の推進
④起業家への支援及び企業誘致の促進	⑨雇用の安定
⑤魅力あふれる店舗展開の促進	⑩就労環境の改善
原子力災害からの復興を目指すまち	
①健康管理対策の充実	⑤地域を支える仕組みづくり
②被災住民の支援	⑥被災企業・事業者の支援
③地域住民の連携推進	⑦農産物などの安全性の確保
④コミュニティの形成	⑧情報発信の強化による風評の払拭

上記の表で緑色に着色している基本施策は、左記のマトリックス図のうち「改善を図りつつ特に注力すべき分野」です。

第3節 基本目標毎の評価・検証

町民アンケートによる評価と第5次振興計画進行管理表を用いた評価をもとに、第5次振興計画の7つの基本目標の成果を検証しました。各目標の成果の見方は以下のとおりです。

■「主な取組」について

基本目標の達成に向け、第5次振興計画期間内に実施した主な取組の実施状況について整理しました。

■「指標と達成度」について

基本目標に設定された「成果指標（KPI）」について、実績値を用いて評価しました。なお実績値は原則として令和2年度の値を用いていますが、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、一部指標については令和元年度実績値を採用しました。

■「町民アンケートによる評価」について

各施策に対する「満足度」と「重要度」を点数化し、評価しました。

町民アンケート
「満足度」「重要度」
点数の算出方法

現在の満足度

満足である：5点
どちらかといえば満足である：4点
どちらともいえない：3点
どちらかといえば不満である：2点
不満である：1点
とした際の平均点を算出。

今後の重要度

力を入れて欲しい：5点
できれば力を入れて欲しい：4点
今のままでよい：3点
あまり力を入れる必要はない：2点
力を入れる必要はない：1点
とした際の平均点を算出。

「みんなでつくるまち」に対する取組への評価について

「みんなでつくるまち」では、住民一人ひとりが分野にとらわれずあらゆる機会をとおして町政の運営に関わり、住民と行政がお互いに協力し合う住民参画によるまちづくりや、性別・年齢にとらわれず、男女が能力と個性を十分に発揮できるまちづくりを推進しています。

問18. 川俣町が目指す「みんなでつくるまち」の各施策に対して、「現在の満足度」、「今後の重要度」について、1～5のうち最も近い「考え」にそれぞれ1つ○をつけてください。

施策名・主な取組 ↓	現在の満足度					今後の重要度				
	満足である	どちらかといえば満足である	どちらともいえない	どちらかといえば不満である	不満である	力を入れて欲しい	できれば力を入れて欲しい	今のままでよい	あまり力を入れる必要はない	力を入れる必要はない
記入例 (1)まちづくり情報の共有化	①	2	3	4	5	1	②	3	4	5
(1)まちづくり情報の共有化 広報誌やホームページ・SNS※での情報公開・発信、アンケート調査で町民意向が反映されているか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
(2)住民参画・協働まちづくりの促進 まちづくり団体等の発足、自治会組織への助成などの支援ができていますか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
(3)地域活動の促進 からりフェスタ、絹市、地域おこし協力隊による活動などが促進されているか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
(4)地域活動拠点の整備 地区の公民館の修繕・改築・増築などの整備ができていますか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
(5)男女共同参画の推進 ワークライフバランスの推進、女性セミナー、女性の社会活動の推進などができていますか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

5点～1点

5点～1点

評価に対し5点～1点で重み付けを行い、点数化

1 みんなでつくるまち

■これまでの主な取組

- 「自助・共助・公助」による住民一人ひとりが主体となるまちづくりに向け、全職員を対象にした自治会担当職員制度を活用し、自治会と行政の協働に努めました。
- 地域おこし協力隊の設置により、農業、伝統工芸など地域で展開されている住民活動の更なる活性化を図りました。
- 男女の能力・個性を尊重し、発揮することができるまちづくりを進めるため、講演会、研修会を開催し、住民意識の向上を図りました。

■主な取組

基本施策		事業名	取組内容
1	住民との協働	広報活動事業	広報誌の発行、HP の更新、フリーペーパー及び多媒体の利用
		広聴活動事業	町政懇談会の実施
		川俣町みんなでつくるまちづくり事業	まちづくり協議会への補助金交付、まちづくり委員会の開催
		自治会担当職員制度事業	まちづくり座談会の開催等
2	地域活動の活性化	自治会活性化事業	自治会連絡協議会、懇談会、研修会等
		地域おこし協力隊設置事業	地域おこし協力隊の設置
3	男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業	講演会・研修会の開催、計画の改定

■指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策		指標名	現状 (H28)	目標 (R4)	実績 (R2)	町民 アンケート	
						満足度	重要度
1	住民との協働	川俣町自治会担当職員制度活用回数（年間）	27 回	56 回	1 回 R1:15 回	3.13	3.88
		川俣町みんなでつくるまちづくり条例を活用したまちづくり計画の提案件数（年間）	1 件	1 件	0 件		
2	地域活動の活性化	NPO 団体数	7 団体	12 団体	8 団体	3.07	3.80
		中央公民館を除く公民館利用者数（年間）	75,235 人	90,000 人	21,776 人		
3	男女共同参画の推進	男女共同参画推進講座の実施回数（年間）	0 回	2 回	1 回	2.96	3.72
		各種審議会などへの女性の登用率	20.6%	50.0%	25.3%		
		男性の子育て支援講座の実施回数（年間）	10 回	10 回	9 回		

■評価のまとめ

自治会担当職員制度や地域おこし協力隊の導入等により、住民主体のまちづくりを推進しました。地域活動の活性化や男女共同参画の推進は、目標指標について概ね現状より向上・改善しているものの目標値には達していません。今後も住民との協働によるまちづくりを進めるため、誰もが社会のあらゆる分野において性別等にとらわれることなく活動していけるよう、各種取組、支援を充実していく必要があります。

2 安全快適に暮らせるまち

■これまでの主な取組

- 定住促進に向けた若者やUII ターン希望者への支援となるニューライフステージ登録制度事業や定住体験、二地域居住の推進に取り組みました。また居住環境の整備として、町営住宅整備、住宅取得費の補助や空き家対策を実施しました。
- 町道の維持管理や道路改良等の道路整備、デマンド型乗合タクシーの運行により生活交通の利便性の向上を図りました。さらにカーブミラーの設置により交通安全対策等を行いました。
- 地域を火災や災害から守るため、緊急時や災害時の迅速な情報発信に向けた防災行政無線の設置運用を行いました。

■主な取組

基本施策		事業名	取組内容
1	環境保全対策の推進	森林環境交付金事業（基本）	小学校森林環境学習
		松くい虫防除事業	松林の伐倒駆除
		ふくしま森林再生事業	全体・年度別計画作成及び路網の整備、下刈り、除・間伐、皆伐等
		美しい町づくり事業	クリーン作戦、花いっぱい運動
2	生活基盤の整備	民間小規模宅地造成事業助成事業	奨励金の交付
		町営住宅整備事業	老朽住宅の整備、駐車場の整備等
		新婚世帯定住奨励金交付事業	奨励金の交付
		定住二地域居住推進事業	定住体験を通じた定住と二地域居住の促進
		UI ターン定住奨励金交付事業	奨励金の交付
		ニューライフステージ登録制度事業	UII ターン希望者の支援、登録制度の見直し
		住宅取得支援事業	住宅取得費の補助
		結婚祝金交付事業	祝金の交付
		川俣町空家等対策事業	計画の策定、維持管理、計画の変更、データベースの構築
		住宅耐震化推進事業	策定業務委託（30 箇所）
		中央公園整備事業	公園内清掃、花卉・樹木の植栽管理
		公園施設長寿命化対策事業	公園内に設置されている施設等の保全補修及び更新
		河川等草刈事業	河川等草刈報償金の交付
		河川・排水路整備事業	河川・排水路の整備
3	道路網の整備	町道台帳整備（補正）事業	道路台帳整備
		町道整備事業（川原田支線 2 号）	道路改良舗装、L=200m、W=4m
		町道整備事業（壁屋線）	道路改良舗装、L=450m、W=5m
		町道整備事業（芦沼田線）	道路改良舗装、L=1,000m W=5m
		町道整備事業（川原田支線 1 号）	道路改良舗装、L=612m、W=4m
		町道整備事業（八木西線）	道路改良舗装、L=317m、W=4m
		町道整備事業（西町線）	道路改良舗装、L=845m、W=5m
		町道整備事業（前平・小山道線）	道路改良舗装、L=560m、W=5m
		町道整備事業（新中町・中道線）	道路改良舗装、L=1,200m
		林業専用道路整備事業	森林施業のための林業専用道路の整備
		町道整備事業（桜ヶ作・七曲線）	道路改良舗装、L=115m W=4m
		町道整備事業（平場線）	道路改良舗装、L=373m W=5m
		町道整備事業（廣町・宮ノ後線）	道路改良舗装、L=467m W=7.5m
		橋梁定期点検事業	橋梁定期点検
		橋梁修繕事業	橋梁修繕調査設計、橋梁修繕工事

基本施策		事業名	取組内容
3	道路網の整備	町道維持修繕事業	町道等の維持修繕
		町道整備事業（西方・飯野線）	道路改良舗装、L=1,100m W=8.75m
		街路灯整備事業	街路灯の整備、LED 化
		公共サイン整備事業	公共サインの整備
4	公共交通施策の推進	地方バス路線維持対策事業	対象路線への補助
		市町村バス運行事業	川俣松川線、川俣飯野線の運行
		デマンド型乗合タクシー運行事業	対象地区のデマンド型タクシーの運行
		生活交通体系構築事業	生活交通の確立
5	上水道の整備	浄水場施設（着水池・沈殿池・ろ過池・水源等）整備事業	取水・導水・浄水施設・設備の更新工事
6	防犯・交通安全の充実	防犯対策事業	関係機関との合同研修実施
		交通安全教育事業	交通安全教室実施
		交通安全対策事業	交通安全街頭指導、カーブミラー・ガードレールの設置
7	消防・防災体制の充実	消防力強化事業	消防屯所の新築及び改修
		防火水槽設置事業	防火水槽設置補助
		防災力強化事業	広報等による周知、防災訓練等の実施
		防災体制確立事業	防災無線の運用、維持管理、デジタル化改修
		要配慮者対策事業	避難行動要支援者の個別計画の策定
		木造住宅耐震診断者派遣事業	木造住宅耐震診断者の派遣
		急傾斜地崩壊対策事業	事業負担金
		中央公民館耐震工事業	中央公民館耐震工事設計、工事
8	情報・通信施策の推進	インターネット活用セミナー事業	インターネット活用セミナーの開催
		町ホームページの高度化事業	コンテンツ更新に向けた体制整備等
9	公衆衛生・リサイクルの推進	地球温暖化対策事業（公共施設）	二酸化炭素削減のための取組
		太陽光発電システム設置整備事業	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付
		地球温暖化対策実行計画策定事業	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定
		一般廃棄物収集運搬・資源物回収事業	一般廃棄物収集運搬業務委託、資源物回収業務委託、啓発用パンフレットの作成
		廃棄物処理指導事業	不法投棄監視パトロール、不法投棄物の収集
		浄化槽設置整備事業	合併浄化槽設置補助金の交付
		保健衛生事業	補助金の交付
		環境衛生事業	側溝清掃の実施
		生活排水対策推進事業	河川清掃の実施、河川の水質調査等
		火葬場整備事業	川俣町火葬場の整備
		公衆浴場経営安定事業	公衆浴場水道料金補助金等の交付
		火葬場施設運営事業	川俣町火葬場の運営及び維持管理

■指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策	指標名	現状 (H28)	目標 (R4)	実績 (R2)	町民 アンケート	
					満足度	重要度
1 環境保全対策の推進	水源かん養機能等維持増進森林面積	6,479ha	6,500ha	6,479ha	2.98	3.86
	森林整備面積（年間）	36.22ha	45.00ha	18.78ha		
2 生活基盤の整備	町営住宅の戸数	289 戸	289 戸	314 戸	2.82	3.91
	新耐震基準に適合した町営住宅の比率	78.2%	78.2%	86.30%		
3 道路網の整備	町道改良率	56.3%	62.4%	57.8%	2.70	4.06
	町道舗装率	77.3%	86.8%	85.0%		
4 公共交通施策の推進	生活交通町民満足度	12.0%	36.0%	15.8%	2.68	4.01
	生活交通カバー率	98.8%	100%	100%		
5 上水道の整備	水道普及率	78.7%	80.0%	80.8%	2.87	3.96
	老朽水道管（石綿管）残存率	7.0%	0.0%	1.91%		
	水道の耐震補強率	6.5%	50.0%	45.24%		
	町民 1 人当たりの給水量（年間）	90 m ³	100 m ³	81.63 m ³		
6 防犯・交通安全の充実	犯罪発生件数（年間）	22 件	12 件	15 件	3.02	3.95
	交通事故（人身事故）発生件数（年間）	37 件	9 件	25 件		
	交通事故による死亡者数（年間）	2 件	0 件	1 件		
7 消防・防災対策の充実	デジタル同報系防災行政無線の屋外拡声子局設備数	0 台	70 台	70 台	3.01	3.86
	防災訓練実施箇所数（年間）	1 箇所	1 箇所	1 箇所		
	地域自主防災組織数	1 団体	3 団体	2 団体		
	防火水槽の設置状況	145 基	150 基	145 基		
8 情報・通信施策の推進	光ファイバーを利用したブロードバンド世帯普及率	35.1%	40.0%	15.1% ※町整備のみ	2.95	3.83
	町ホームページのアクセス数（1 日当たり）	523 件	600 件	1,192 件		
9 公衆衛生・リサイクルの推進	太陽光発電システム設置費補助制度の実施件数（年間）	21 件	40 件	6 件	3.04	3.95
	ゴミ排出量（1 日 1 人当たり）	1.19kg	1.14kg	1.32kg		
	資源化率	7.0%	5.8%	7.5%		
	合併処理浄化槽の人口普及率	39.1%	50.0%	58.2%		

■評価のまとめ

アンケート調査結果では、防犯・交通安全の充実、消防・防災対策の充実、公衆衛生・リサイクルの推進は満足度が比較的高くなっており、取組も充実し、かつ指標においても目標を達成しています。一方で、重要度が高いとされた道路網の整備、公共交通施策の推進は、満足度も低い結果となっており、取組状況においても道路整備については財源不足による未実施事業が多く残っています。生活基盤の整備とあわせて、交通基盤の充実と交通手段の確保は今後特に注力すべき課題といえます。また環境保全対策についてもさらに取組を進めていく必要があります。

3 安心の笑顔があふれるまち

■これまでの主な取組

- 住民が安心して医療サービスが受けられるように、適切な医師の人員確保に向けた支援を行いました。
また、特定健診未受診者に対し、AIを活用した個別受診勧奨通知を送付するなど、住民の健康づくりに向けた取組を推進しました。
- 高齢や障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、介護サービスの充実や、生きがいつくりと社会参加に向けた支援、バリアフリー化の推進などに取り組みしました。
- 安心して子どもを生み育てることができるように、子育て世代包括支援センターの運営や育児相談・子育て支援に関する講習等を行いました。

■主な取組

基本施策		事業名	取組内容
1	健康づくり・医療の充実	予防接種事業	各種予防接種の実施
		保健対策事業	各種検診、保健指導、健康教育、健康体操、食育等国保被保険者への人間ドック事業（国保特別会計）、後期高齢者医療保険被保険者への人間ドック事業（後期高齢者医療特別会計）
		母子保健事業	各種母子保健事業の実施
		公的医療機関対策事業	利子補給
		公的病院等に対する特別交付税に関する支援事業	公的病院等に対する特別交付税に係る支援事業の創出
		伊達地方病院群輪番制病院運営事業	伊達地方病院輪番制協議会への補助金
2	高齢者福祉の充実	高齢者保健福祉計画等策定事業	高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画事業の実施 高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画の策定
		高齢者介護・生活支援・生きがいつくり事業	各種介護保険事業の実施
		緊急通報システム事業	希望する対象者に緊急通報システムを設置
3	障がい者福祉の充実	自立支援給付事業	介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具費の支給
		地域活動支援センター運営事業	地域活動支援センター運営費補助金交付事業
		障がい者基本計画等策定事業	障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定
		バリアフリー化推進事業	住民の意識啓発、情報バリアフリーの検討
4	子育て支援・児童福祉の推進	保育園運営事業	保育園の運営
		巡回支援専門員整備事業	支援が必要な児童の保育及び教育の相談・指導
		放課後児童クラブ事業	放課後児童クラブの実施
		放課後子ども教室推進事業	放課後子ども教室の実施
		放課後子ども総合プランの策定	一体型の放課後児童保育と放課後子ども教室の実施
		子育て支援事業	ブックスタート
		子育てほっとステーション事業	子育て中の親子同士の交流
		子ども家庭支援ネットワーク事業	関係機関連携による子育ての支援
		子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援
		養育支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援
		ファミリーサポートセンター支援事業	ファミリーサポートセンターの運営
		親子防災教室	放課後子ども教室等で防災に関する学習を実施
		児童遊園施設整備事業	児童遊園の整備
		花塚の里管理事業	児童の遊び場の管理整備
		ひとり親医療費助成事業	ひとり親世帯の親と子どもの医療費助成

基本施策		事業名	取組内容
4	子育て支援・児童福祉の推進	保育奨励金給付事業	保育園等に2人以上の児童を通園させている保育料完納者に対する奨励金
		子ども医療費助成事業	子ども医療費の助成
		出産祝金給付事業	出産児第1子より支給する
5	地域福祉の推進	地域福祉推進事業	地域福祉計画に基づく地域の助け合いによる福祉の推進
6	消費者保護の推進	消費生活啓発事業	広報誌、HPへの啓発記事の掲載、チラシ配布
		消費生活対策事業	補助金の交付

■指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策		指標名	現状 (H28)	目標 (R4)	実績 (R2)	町民 アンケート	
						満足度	重要度
1	健康づくり・医療の充実	生活習慣病による死亡者の割合	48.7%	45.0%	45.2%	3.19	3.90
		特定健康診査受診率	39.4%	43.5%	40.9%		
2	高齢者福祉の充実	介護保険の在宅サービスを利用する高齢者の人数（年間）	621人	700人	576人	3.15	3.85
		地域支援事業へ参加し改善された人数（年間）	72人	100人	227人		
		いきいきサロンの設置数	28箇所	100箇所	166箇所		
		シルバー人材センター会員数（年間）	134人	200人	136人		
		認知症キャラバンメイト、サポーターの人数	1,104人	1,200人	1,681人		
3	障がい者福祉の充実	一般就労移行者数	0人	5人	1人	2.98	3.87
		地域活動支援センター利用者数（年間）	104人	80人	113人		
4	子育て支援・児童福祉の推進	出生数（年間）	62人	54人	40人	3.01	3.95
		ひとり親家庭等相談件数（年間）	98件	120件	89件		
		放課後児童クラブの利用者数	52人	60人	56人		
5	地域福祉の推進	社会福祉協議会登録ボランティア人数	3,500人	4,000人	18団体 個人14人 (人数不明)	3.05	3.70
		福祉関連団体数	38団体	40団体	37団体		
6	消費者保護の推進	消費者相談の件数（年間）	0件	5件	0件	2.98	3.71
		消費者講座開催数（年間）	0回	3回	0回		

■評価のまとめ

医療、福祉、子育て支援などの各施策については、概ね住民の満足度が得られる結果となっており、成果指標の多くは基準値と比べ向上しています。子育て支援は、町民アンケートの満足度において平均以上の評価を得ていますが、重要度が特に高いことから、引き続き子育て世代の若年層を引き込むための魅力ある子育て環境整備などを推進していく必要があります。

4 いきいきと学び楽しむまち

■これまでの主な取組

- 特色ある教育の推進として、新学習指導要領と GIGA スクール構想による ICT の活用やかわまた教育推進プランの一層の充実を図り、スクールカウンセラーの配置、小中学校再配置事業等を実施しました。また、次世代を担う人材育成のため、川俣高校との連携を強化しています。
- 現代に残されている貴重な文化・芸術を保護、継承するため、指定文化財の修復を行うとともに、羽山の森美術館の運営、芸術文化の鑑賞の場を提供しています。また、日本最大級のフォルクローレフェスティバル「コスキン・エン・ハポン」を開催しました。
- 国際交流を促す日本語教室やおじまふるさと交流館の運営、地域間交流の促進に向けた川俣シャモまつりなどを開催しました。

■主な取組

基本施策		事業名	取組内容
1	学校教育の充実	特色ある教育の推進事業	読み聞かせ・読書学習プラン等
		小・中学校タブレット端末整備事業	全児童・生徒にタブレット端末を貸与する
		特別支援教育推進事業	特別支援教育における備品等の整備、介助員の配置
		スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーの配置
		教職員研修事業	各種研修の開催
		小中学校再配置事業	学識経験者及び各部門からの多角的意見を踏まえた計画を作成する
		小・中学校施設維持改修事業	施設及び設備の改修・改築を行い、長寿命化を目指す
		食育教育の推進事業	食に関する指導、講演会の開催等
		給食センターの運営	給食の提供と施設の維持管理
		安全・安心な教育環境事業	防犯ブザーの無償給付等
		学校・地域連携事業	小学4年生を対象としたケーナ教室開催等
2	生涯学習の充実	生涯学習環境整備事業	各種講座の開催、スポーツ・レクリエーション活動事業
		芸術文化観賞事業	町民に対し、芸術文化の鑑賞の場を提供（音楽、古典、演劇等）
		地区公民館修繕事業	各地区公民館の修繕
		中央公民館修繕事業	外壁塗装、エコキュートの設置
		中央公民館機械設備管理員の確保事業	機械設備保安業務
		家庭教育力・地域教育力の充実	親子活動講座等の実施
3	生涯スポーツの推進	総合型地域スポーツクラブ事業	スポーツ教室委託料
		各種町民大会開催事業	各種町民大会の委託料
		県民スポーツ大会地区大会開催事業	スポーツ大会委託料
		伊達地方スポーツ大会開催事業	スポーツ大会委託料
		町健康づくり大運動会事業	スポーツ大会補助金
		県縦断駅伝競走大会事業	駅伝大会事業の委託料
		プール施設管理事業	プールの管理委託、監視業務の委託
		スポーツ大会育成事業	奨励金交付ほか
		スポーツ推進委員育成事業	スポーツ推進委員の活動経費
		学校開放事業	学校施設開放に要する諸費用
		大綱木グランド整備事業	敷地面積 A ≒ 6,250 m ² 、有効面積 ≒ 4,250 m ²
4	文化・芸術の振興	町史編さん準備事業	編さん資料の収集
		指定文化財保全管理事業	文化財審議会における協議、文化財の保全管理
		指定文化財説明板設置事業	指定文化財説明板の設置
		織物展示館・からりこ館運営業務委託事業	契約締結、委託料支払い
		羽山の森美術館運営事業	施設の運営委託
		ケーナの響くまちづくり事業	コスキン・エン・ハポンの開催等

基本施策		事業名	取組内容
5	国際交流・地域間交流の推進	国際理解教育推進事業	ALT の活用による外国語の習得
		国際交流推進事業	多種国際交流事業の実施
		地域間交流促進事業	補助金の交付
		おじまふるさと交流館運営事業	施設の運営委託
		地域づくりインターン事業	インターン生の受け入れ等
		川俣ふるさと大使事業	懇談会開催

■指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策		指標名	現状 (H28)	目標 (R4)	実績 (R2)	町民 アンケート	
						満足度	重要度
1	学校教育の充実	少人数指導授業を受けている児童・生徒の割合	17.4%	20.4%	16.3%	3.04	3.97
		ALT 授業の時間数の割合（中学校 1 校当たり）	9.7%	19.7%	22.2%		
		児童・生徒の平均読書冊数（1 か月当たり）	小:14.6 冊 中:2.9 冊	小:15.3 冊 中:3.0 冊	小:11.7 冊 中:2.8 冊		
		不登校児童・生徒出現率	1.2%	0.2%	0.18%		
2	生涯学習の充実	生涯学習参加者数	21,573 人	22,700 人	1,321 人 R1:548	2.96	3.83
		生涯学習ボランティア登録者	224 人	250 人	376 人		
		公民館、小・中学校の図書貸出冊数（住民 1 人当たり）	2.5 冊	3.5 冊	1.5 冊		
3	生涯スポーツの推進	スポーツ施設利用者数	49,715 人	57,000 人	24,065 人	3.05	3.71
		スポーツイベント参加者数	5,149 人	5,400 人	2,541 人		
		スポーツ団体数	58 団体	60 団体	54 団体		
4	文化・芸術の振興	文化財の指定・登録件数	28 件	30 件	29 件	3.04	3.75
		伝統文化を学習する機会の回数（年間）	3 回	3 回	2 回		
		文化芸術活動の団体数	44 団体	45 団体	49 団体		
5	国際交流・地域間交流の推進	コスキン・エン・ハボンの参加者数（開催期間中）	11,900 人	12,500 人	0 人	3.01	3.81
		おじまふるさと交流館の利用者数（年間）	7,798 人	9,400 人	3,125 人 R1:8,772		
		川俣シャモまつり（川俣会場）の来場者数	13,100 人	14,400 人	0 人 R1:14,000		

■評価のまとめ

学校教育や生涯スポーツ、文化・芸術については、一定の満足度が得られているものの、施策の目標指標は未達成です。学校教育における環境整備は、国の動向に合わせて迅速な対応を進めており、学校教育の ICT・国際化への取組が充実しつつあります。さらにより高い水準での満足度を得られるよう、質の高い教育に向けた各種取組を推進する必要があります。

5 活気ある産業を育てるまち

■これまでの主な取組

- 商店街の活性化に向け、空き店舗活用事業者や商工会活動への支援を行いました。
- 産業活性化や雇用対策として、企業への支援や道の駅の改修整備、雇用助成金の交付等を行いました。
- 西部工業団地や羽田産業団地を造成し、企業誘致により、震災で就業機会を失った山木屋地区をはじめとした住民の雇用の場を確保しました。
- 生産性や品質の向上による地域農業の確立を目指して、遊休荒廃農地の抑制・解消に向けた人・農地プランの推進や、担い手の確保や活動の活性化を図るとともに、農業基盤の整備等を行いました。
- 観光分野では、かわまたまろごと体験ツアーの実施や古閑裕而ゆかりの地としてのPR、峠の森自然公園の再整備を行いました。

■主な取組

基本施策	事業名	取組内容
1 農林業の振興	酪農ヘルパー推進事業	酪農ヘルパー利用助成
	農業経営基盤強化資金利子助成事業	利子助成
	経営改善支援事業	認定農業者会への運営補助
	営農再開支援事業	除染後農地等の地力回復、保全管理、管理耕作、放射性物質吸収抑制対策等
	黒毛和種繁殖基礎牛導入対策事業	優良基礎雌牛の導入
	園芸作物推進事業（福田・富田・山木屋）	薬剤等の購入補助
	中山間地域等直接支払事業	交付金の交付及び事業の推進
	多面的機能支払交付金事業	活動支援金交付
	一般農道整備事業	農道改良（川俣町分 L=962.2m）
	農業用施設維持管理事業	用排水路の整備、維持管理、資材支給
	山木屋地区農地区画整理事業	暗渠排水や湧水処理、用排水路の整備
	遊休農地解消対策事業	人・農地プランに基づく遊休荒廃農地の発生抑制・解消
	鳥獣害防止対策事業	有害鳥獣捕獲及び被害防止柵の設置の推進
	水稻生産流通拠点整備事業	ライスセンターの建設及び水稻生産収穫調製機械の導入
2 工業の振興	中小企業経営合理化資金預託事業	町内金融機関への資金の預託
	中小企業経営合理化資金融資制度信用保証料補助事業	信用保証料の補助
	日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金利子補給事業	利子補給
	中小企業経営合理化融資制度利子補給事業	利子補給
	工場設置奨励金交付事業	工場設置補助
	織物産地需要開拓事業	「ふくしまのおりもの展」運営補助
	織物業振興事業	福島県織物同業会に対する補助
	モノづくり活性化事業	モノづくり企業の情報発信、交流・連携の促進
	企業誘致推進事業	工業団地の情報発信、企業立地動向の情報収集
	商工業振興事業	運営補助
3 商業の振興	絹市事業	運営補助
	川俣シャモ料理研究会運営補助事業	運営補助
	町商工会青年部・女性部活動支援事業	運営補助
	街なか駐車場管理運用事業	賃貸借契約、賃借料支払い
	商店街街路照明事業	運営補助
	空き店舗活用事業	運営補助

基本施策		事業名	取組内容
4	観光の振興	道の駅事業	施設の整備、維持管理、イベント開催等
		峠の森自然公園再整備事業	施設の維持管理及び改修
		かわまた夏祭りからりこフェスタ事業	申請受理、交付決定
		観光振興補助事業	観光協会に対する補助
		かわまたまると体験ツアー事業	かわまたまると体験ツアーの実施
		古閑裕而ゆかりの地かわまたPR事業	古閑裕而ゆかりの地をPR
5	雇用対策の推進	新規雇用助成金事業	新規雇用した事業者に対する助成金
		新規学卒者奨励金交付事業	奨励金の交付
		勤労者福利厚生事業	川俣町労働福祉協議会に対する運営補助

■指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策		指標名	現状 (H28)	目標 (R4)	実績 (R2)	町民 アンケート	
						満足度	重要度
1	農林業の振興	遊休農地面積	311.0ha	310.0ha	315.0ha	2.73	3.93
		農産物等販売額（年間）	220,000 千円	300,000 千円	262,650 千円		
2	工業の振興	製造品出荷額等（年間）	349 億円	349 億円	317 億円	2.82	3.89
		誘致企業数	1 企業	3 企業	0 企業		
3	商業の振興	商工会会員数	405 会員	405 会員	370 会員	2.54	4.05
		空き店舗活用事業件数	2 件	6 件	5 件		
4	観光の振興	観光入り込み客数（年間）	315,663 人	320,000 人	253,000 人	2.73	3.97
5	雇用対策の推進	製造業従業者数（年間）	2,135	2,135 人	R1:1,784 人	2.65	4.07

■評価のまとめ

商業の活性化支援、工業団地の造成と企業誘致、農業における担い手確保対策等を実施したものの、成果目標は未達成であり、担い手不足による町内産業の活力低下が顕著となっており、十分な成果が得られていない状況です。町民アンケートにおける産業の活性化と雇用対策については、いずれの施策も重要度が高いにもかかわらず満足度が低いことから、全分野の中でも特に対応が求められる分野といえます。

今後は、各産業の活力向上に向けた戦略的な取組とともに、各種制度の活用に向けた情報発信の強化などが必要です。

6 原子力災害からの復興を目指すまち

■これまでの主な取組

- 住民の健康に対する不安解消のため除染対策及び情報発信を行うとともに、山木屋地区の生活環境の整備として道路維持修繕や帰還者向けの相談窓口を設置しました。
- 被災による様々な立場や条件の違いを発端とした住民同士のつながりの希薄化の解消に向け、各種イベント開催によるコミュニティの形成や山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」の運営を行いました。
- 原子力災害による風評被害からの脱却を目指し、包括連携協定を締結した近畿大学との連携のもと、ICTを取り入れたアンスリウム栽培を開始しました。
- 山木屋地区では、トルコギキョウの営農再開をはじめとして、担い手となる農家が主体となって農地の遊休化防止や集約化を図り、水稻直播栽培、牧草や飼料用トウモロコシ等を生産しています。

■主な取組

基本施策	事業名	取組内容
1 住民生活支援の推進	内部被ばく検査事業	ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施
	放射線健康対策事業	ガラスバッジによる外部被ばく検査の実施
	山木屋地区安全パトロール事業	巡回パトロール活動委託
	道路維持修繕事業	山木屋地区町道・林道の舗装復旧（福島避難解除等区域等生活環境整備事業）
	災害公営住宅家賃低廉化事業	避難区域に居住していた住民の居住の確保
	東日本大震災特別家賃低減事業	避難区域に居住していた住民の居住の確保
	山木屋地区井戸掘削事業	井戸掘削工事及びポンプ設置工事
	山木屋地区町道除草事業	山木屋地区の町道・林道の路肩 2m の除草
	モニタリング事業（仮置場モニタリングポスト保守管理）	仮置場及び町内集会施設等の放射線量を測定し安全・安心な環境を維持する
	モニタリングリスクコミュニケーション事業	空間線量計貸出と機器維持管理、モニタリング情報提供
	賠償（ADR 等）に関する相談窓口の設置	ADR 手続き方法等の案内
	除染対策事業	生活圏の除染
	継続モニタリング事業	年 1 回継続モニタリングを実施し、定点空間線量を把握
	仮置場管理事業（監視等業務）	仮置場の空間線量等の監視業務委託と維持管理
	仮置場管理事業（借地返還）	除染土壌保管物等搬出完了後の仮置場借地の返地
	除染等状況管理事業	除染作業、モニタリング、仮置場等データ管理システムの保守等
	仮置場管理事業（敷地賃貸借契約更新）	不動産（土地）賃貸借契約の更新、相続人（代表者）の変更手続き等
	農業水利施設保全再生事業（農業用ため池に対する底質除去等の放射性物質対策事業）	農業用ため池の放射性物質濃度等調査及び底質除去等の放射性物質対策
	住まいに関する相談窓口の設置	避難者から寄せられた住まいに関する相談について回答
	避難に関する相談窓口の設置	避難者から寄せられた避難に関する相談について回答
	山木屋地区帰還者向け各種相談窓口事業	帰還者からの相談に対する対応
	戸別訪問調査事業	避難者、帰還者、転居者を戸別訪問
	情報発信事業（「機関紙はやぶさ」編集発行）	コミュニティ維持及び情報共有を目的とした機関紙を月刊で発行
	復興庁住民意向調査事業	年 1 回を目途に国・県・町で意向調査票を各戸に発送し、回収

基本施策		事業名	取組内容
2	地域コミュニティの形成	山木屋地区復興拠点（商業施設）管理事業	山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」の維持管理・運営
		山木屋地区帰還者地域コミュニティ活性化事業	各種イベント開催及び会場の提供
3	産業の再生	モニタリング事業（食品放射能検査）	自家用消費農産物等の食品・飲用水の放射性物質検査（測定）

■指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策		指標名	現状 (H28)	目標 (R4)	実績 (R2)	町民 アンケート	
						満足度	重要度
1	住民生活支援の推進	帰還人数	－	500 人	341 人	3.12	3.57
2	地域コミュニティの形成	復興拠点利用者数（食堂等利用者数） （年間）	－	1,000 人	68,238 人	2.95	3.69
		山木屋地区でのイベント開催数（年間）	－	10 回	0 回		
3	産業の再生	特産品販売額（川俣シャモの売り上げ） （年間）	318,703 千円	406,360 千円	307,259 千円	3.01	3.83

■評価のまとめ

復興に向け住民生活支援、地域コミュニティ形成、産業再生の各種取組を進めています。目標指標の山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」利用者数の大幅な増加は達成されたものの、他の目標指標は達成まで至っていません。

引き続き、帰還者の安全安心な生活基盤の形成や地域コミュニティの形成について、より充実した取組が必要です。さらに風評被害防止など情報発信の強化も進める必要があります。

7 計画の推進

■これまでの主な取組

- 限られた財政状況に対し自立した行財政運営を図るための取組として、ふるさと納税の推進や町体育館における民間委託等を行いました。
- 住民ニーズの多様化に対応できるよう職員の能力開発に向けた研修を実施しました。
- 消防やごみ処理、観光振興や移住・定住に係る取組については、相乗効果や住民サービスの向上を図るため、広域連携を推進しています。

■主な取組

基本施策		事業名	取組内容
1	自立した行財政運営の確立	能力開発の促進	自治研修センター、市町村アカデミーの研修受講
		川俣町職員等の安全衛生管理	職員の心身における健康保持
		川俣町保健センター施設管理事業	川俣町保健センター施設の維持管理
		情報管理及び事務処理の集約化、効率化及び正確化	統合地理情報システムによる人を対象とした台帳管理業務の運用
		民間活力の活用	民間委託・指定管理者制度の導入の検討
		滞納整理・収納管理体制強化事業	財産調査の徹底と強制執行の強化及び滞納整理手順の明確化。現行収納体制の有効活用
		ふるさと納税推進事業	ふるさと納税の推進
		福島圏域における広域連携の推進	福島市を中心とした福島圏域構成市町村間の広域連携の促進に向けた連絡調整

■指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策		指標名	現状 (H28)	目標 (R4)	実績 (R2)
1	自立した行財政運営の確立	経常収支比率	85.5%	84.0%	87.2%
		実質公債費比率	3.7%	8.0%	4.5%
		町税の徴収率	94.4%	96.0%	95.7%

■評価のまとめ

財政状況を表す目標指標は、現状から改善傾向にあるものの目標値には到達していません。

町政運営においては、これまでの施策をPDCAサイクルにより改善するとともに、目標達成に向けた全庁的な取組が必要です。

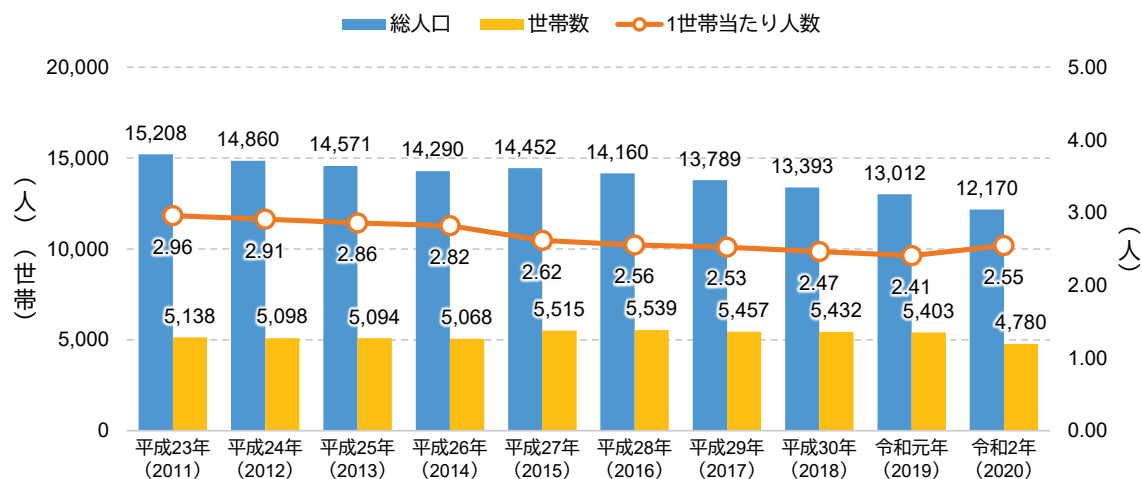
また、行政のデジタル化など、時代のニーズに合わせた多様な視点からの対応が求められることから、職員の意識改革や資質の向上が必要です。

第3章 社会情勢の変化と今後のまちづくりの課題

第1節 人口と世帯の動向

令和2年10月1日現在の川俣町の人口は12,170人、世帯数は4,780世帯、1世帯当たりの人数は2.55人となっています。最近10年間では、人口も1世帯当たりの世帯人員も減少傾向です。

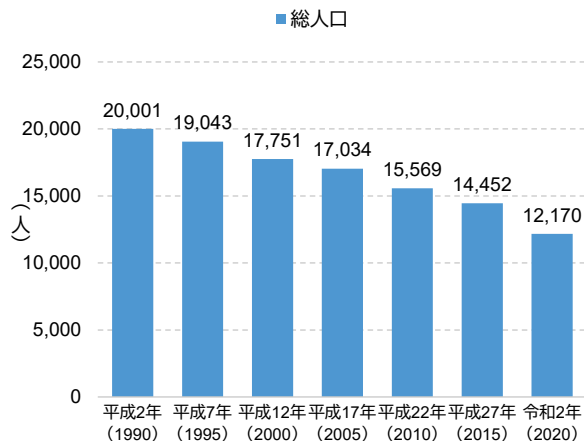
■総人口及び世帯数、世帯人員数の推移（平成23年～令和2年）



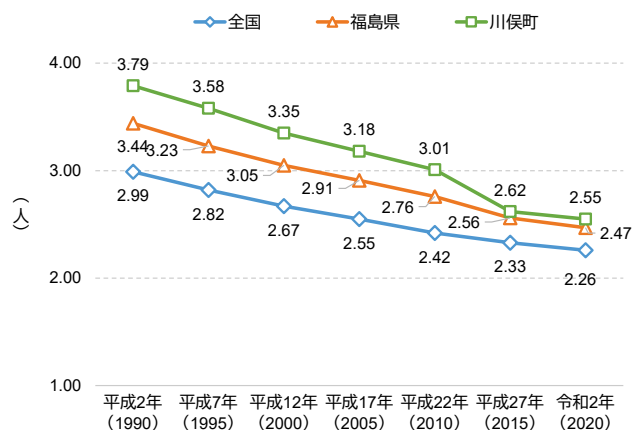
出典：国勢調査（平成27年）、川俣町現住人口調査（平成23～26年、平成28～令和2年）

平成2年から令和2年の人口推移を国勢調査でみると、人口は30年間で7,831人の減少となっています。1世帯当たりの人数については、平成22年以前は本町の世帯人数が国や県を上回る人数で推移していましたが、東日本大震災後の平成27年には、本町が2.62人、県が2.56人と県の水準に近づきつつあり、東日本大震災及び原子力災害に伴う避難などの影響が出ています。

■総人口の推移（平成2年～令和2年）



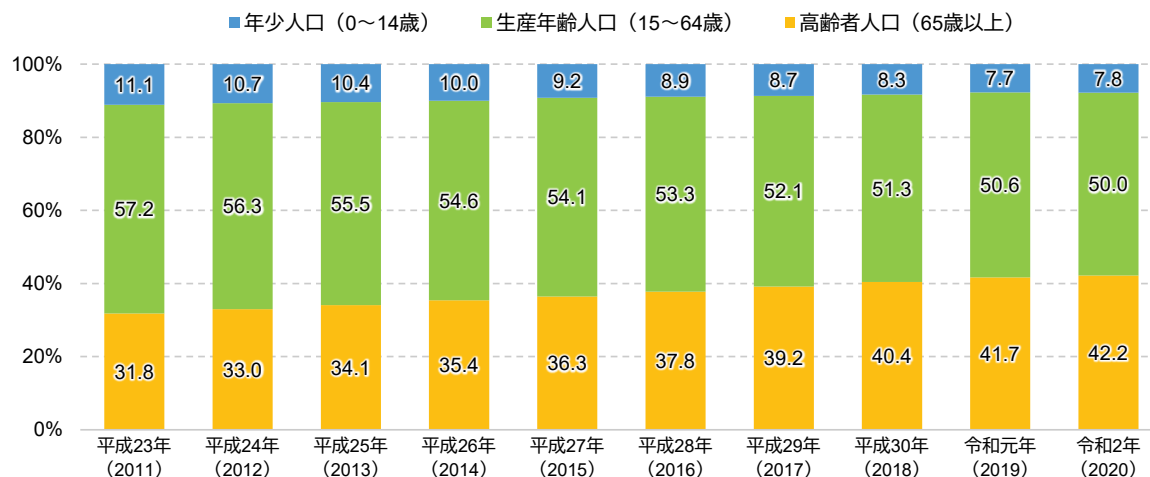
■世帯人員数の推移（平成2年～令和2年）



出典：国勢調査

年齢別人口構成比率は、令和 2 年 10 月 1 日現在、年少人口が 7.8%、生産年齢人口が 50.0%といずれも低下が続いていますが、高齢者人口は 42.2%に達しており、少子高齢化が加速しています。

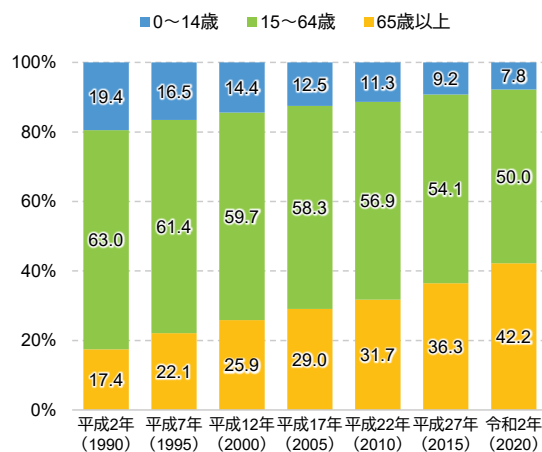
■ 年齢別人口構成比の推移（平成 23 年～令和 2 年）



出典：国勢調査（平成 27 年）、川俣町現住人口調査（平成 23～26 年、平成 28～令和 2 年）

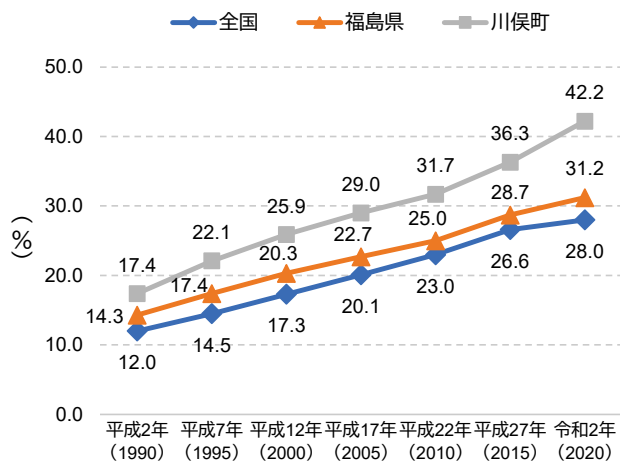
平成 2 年から令和 2 年までの推移を国勢調査でみると、30 年間で年少人口は 11.6%減、生産年齢人口は 13.0%減となる一方、高齢者人口は 24.8%増となっており、国や県と比較しても本町の高齢化が顕著に進んでいる状況がうかがえます。

■ 年齢別人口構成比の推移（平成 2 年～令和 2 年）



出典：国勢調査

■ 高齢化率の推移（平成 2 年～令和 2 年）



出典：国勢調査

第2節 町民アンケートにおける定住意向と目指すべき姿

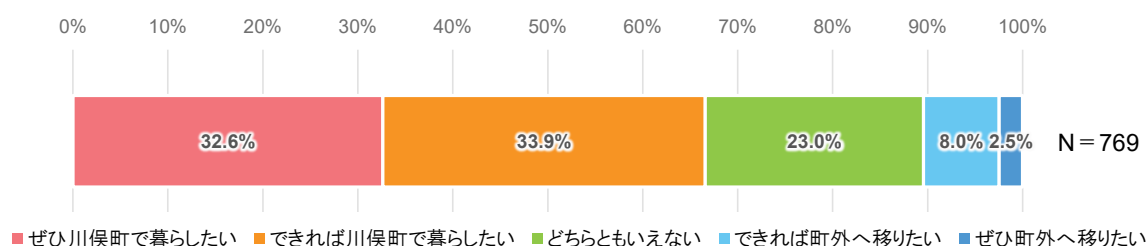
町民アンケート調査では、第5次振興計画の評価に加え、第6次振興計画における住民の皆様の意向を把握しました。今後の本町での居住意向や、目指すべきまちづくりのイメージ等について結果の概要を整理しました。

1 アンケート調査結果の概要

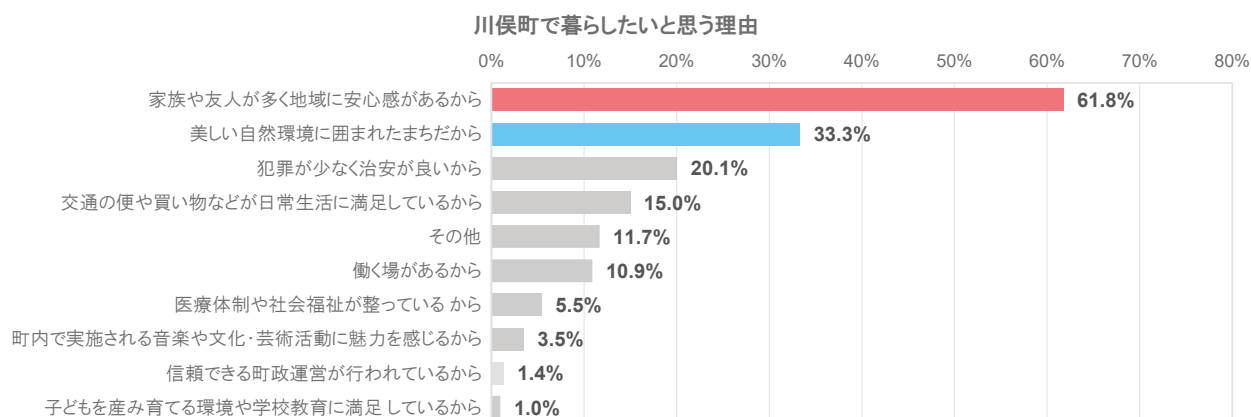
(1) 定住意向

町の居住意向では、66.5%が「これからも川俣町で暮らしたい」と回答しています。本町で暮らしたいと思う理由は、最も多いのは「家族や友人が多く地域に安心感があるから」、次いで「美しい自然環境に囲まれたまちだから」となっています。

■ これからも川俣町で暮らしたいか



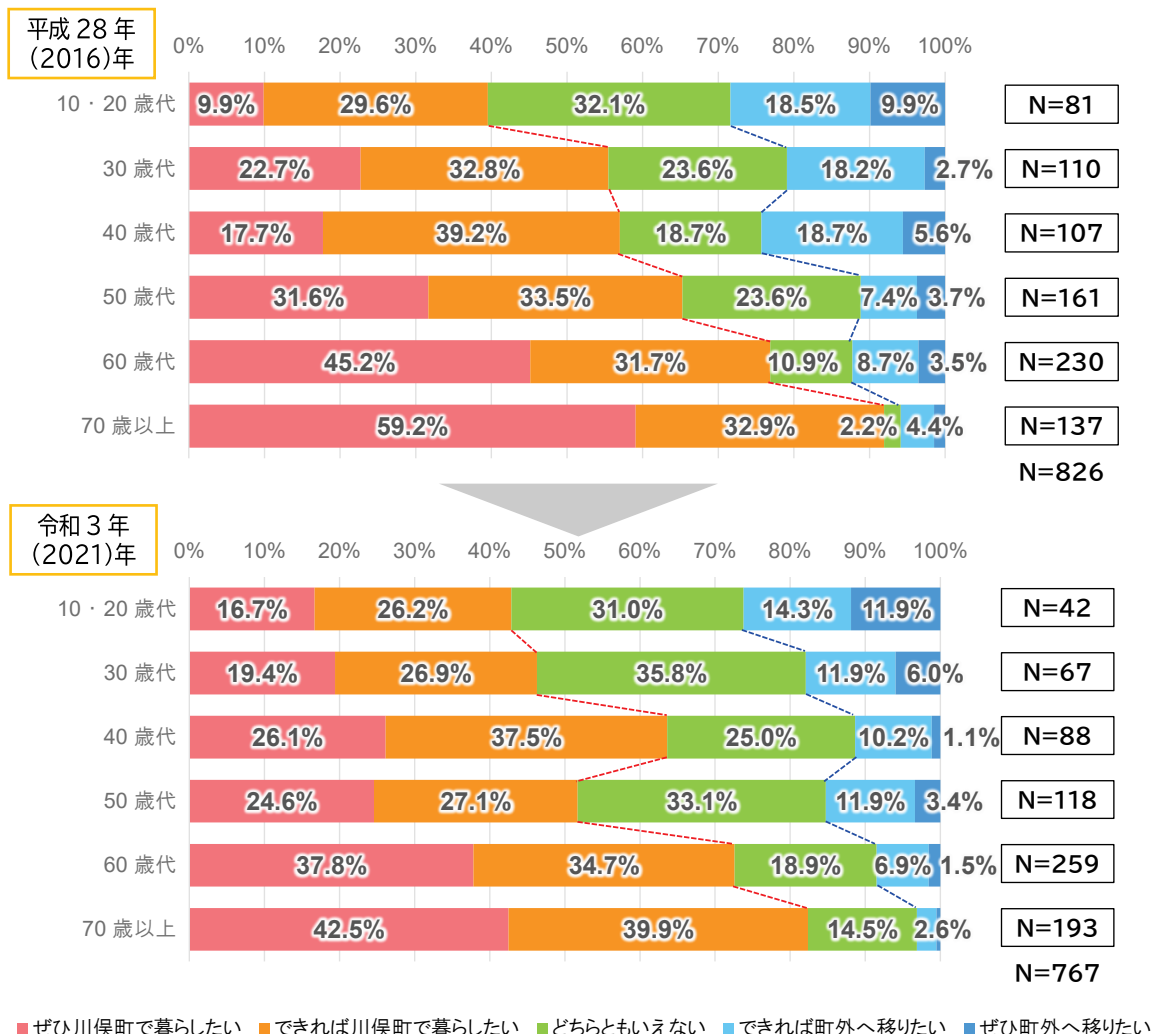
■ 川俣町で暮らしたいと思う理由



令和 3 年の結果では、年代別でみると、全ての年代で肯定的な意見が否定的な意見を上回っていますが、10～30 歳代は肯定的意見が 50%に満たない結果となっています。

平成 28 年(5 年前)との比較では、10・20 歳代及び 40 歳代では肯定的な意見が増加している一方で、30 歳代及び 50 歳代以上の年代においては「どちらともいえない」が増加し肯定的な意見が減少しています。

■ これからも川俣町で暮らしたいか（年代別での前回調査との比較）

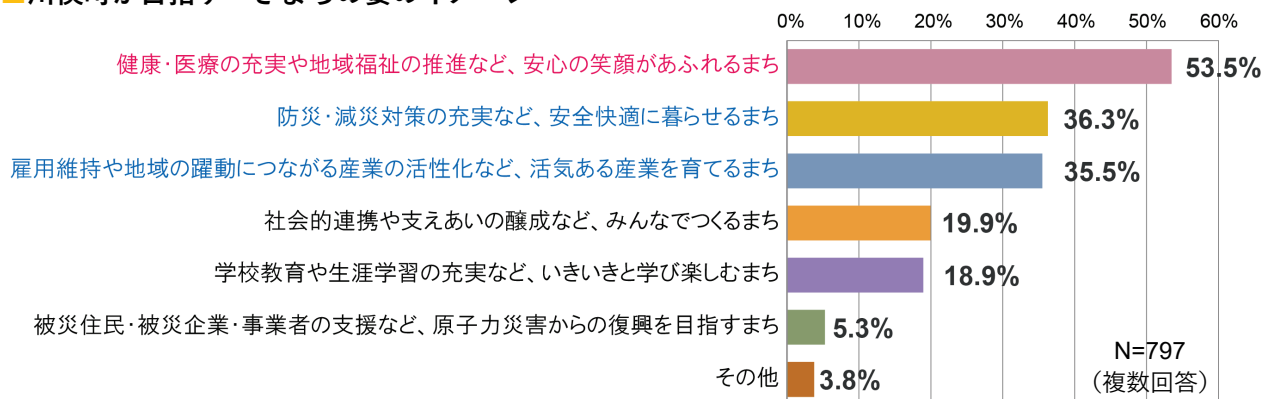


調査名	調査時期	調査対象	回収率
川俣町まちづくりアンケート	令和 3 年 (2021 年) 6 月～7 月	住民基本台帳登録の 18～75 歳までの町民 3,090 人	有効回収：794 有効回収率：25.7%
川俣町まちづくりに関するアンケート	平成 28 年 (2016 年) 8 月～9 月	住民基本台帳登録の 18～75 歳までの町民 2,000 人	有効回収：897 有効回収率：44.9%

(2) 目指すべきまちの姿のイメージ

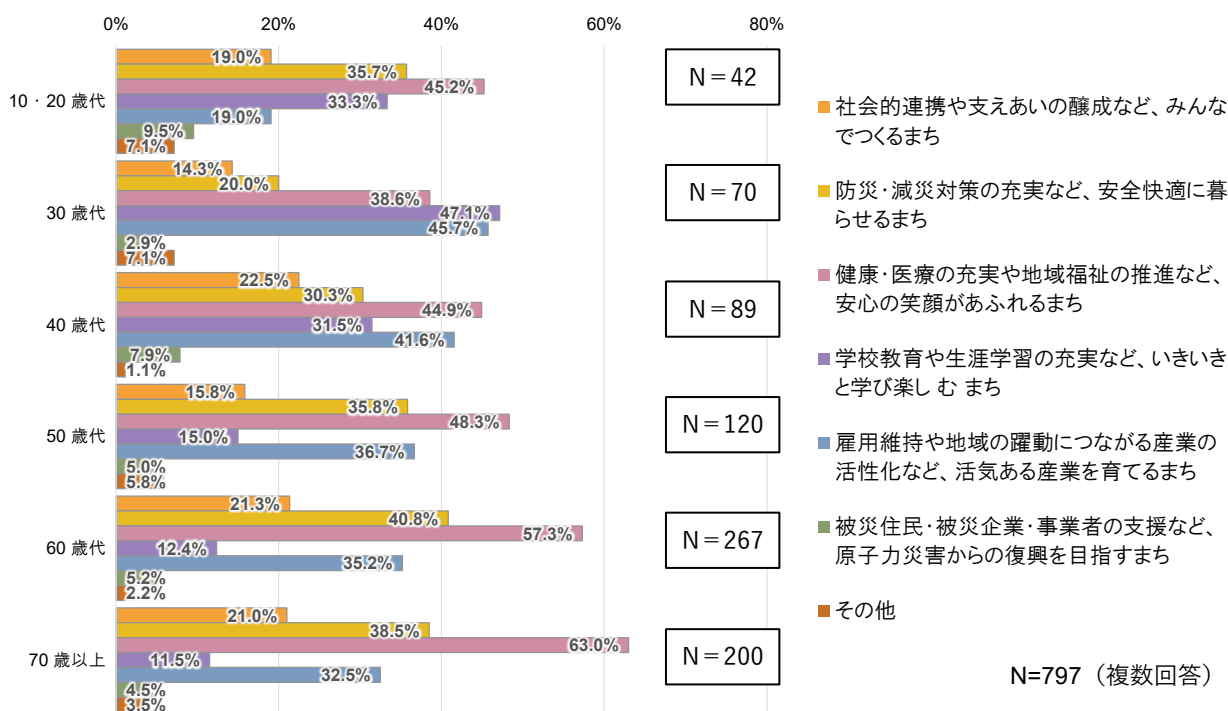
本町が目指すべきまちの姿のイメージは、「健康・医療の充実や地域福祉の推進など、安心の笑顔があふれるまち」が53.5%、「防災・減災対策の充実など、安全快適に暮らせるまち」「雇用維持や地域の躍動につながる産業の活性化など、活気ある産業を育てるまち」がそれぞれ30%以上となっています。「被災住民・被災企業・事業者の支援など、原子力災害からの復興を目指すまち」は5.3%と選択肢の中では低い結果となっています。

■川俣町が目指すべきまちの姿のイメージ



年代別では、「健康・医療の充実や地域福祉の推進など、安心の笑顔があふれるまち」の割合は年齢が上がるとともに上昇する傾向が見られます。また30歳代で特に高い「学校教育や生涯学習の充実など、いきいきと学び楽しむまち」の割合は、子育て世代を含む10～40歳代を通して高い結果です。さらに「雇用維持や地域の躍動につながる産業の活性化など、活気ある産業を育てるまち」が全年代を通して高いのが特徴的です。なお「被災住民・被災企業・事業者の支援など、原子力災害からの復興を目指すまち」の割合は、比較的に10・20歳代が高くなっています。

■川俣町が目指すべきまちの姿のイメージ×年代

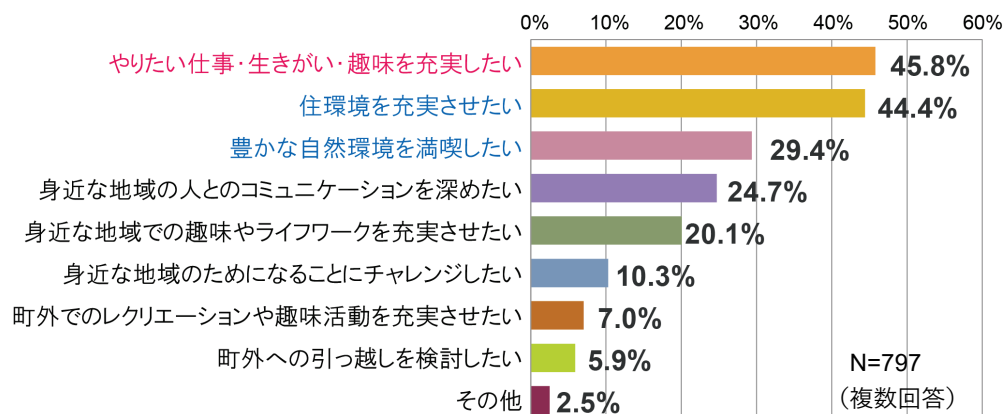


(3) 川俣町で暮らしていくために重視したい点

「やりたい仕事・生きがい・趣味を充実したい」、「住環境を充実させたい」が40%を超えており、次いで「豊かな自然環境を満喫したい」が29.4%となっています。

「身近な地域のためになることにチャレンジしたい」が10.3%、「町外でのレクリエーションや趣味活動を充実させたい」が7.0%と少なく、地域活動への関心が低くなっています。「町外への引越を検討したい」は選択肢の中で最も低くなっています。

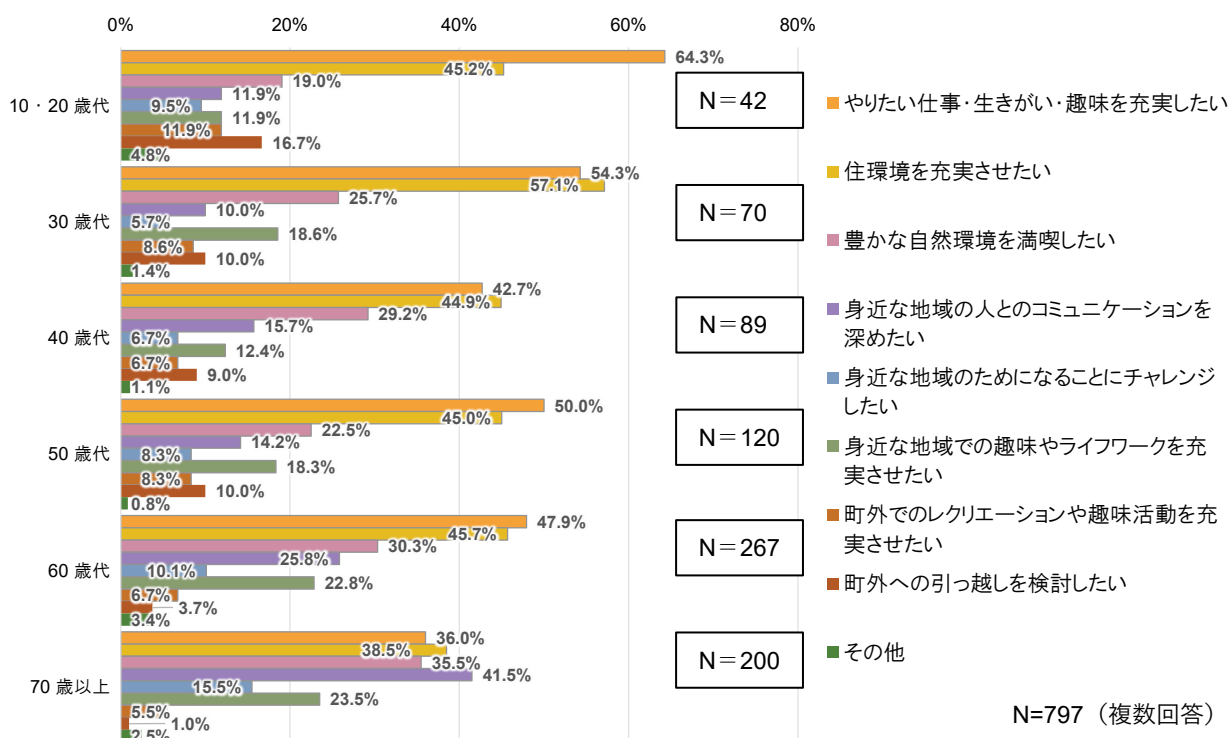
■川俣町で暮らしていくために重視したい点



年代別では10・20歳代で「やりたい仕事・生きがい・趣味を充実したい」「町外への引越を検討したい」の割合が高く、30・40歳代で「住環境を充実させたい」が高くなっています。

60歳代以降で「身近な地域の人とのコミュニケーションを深めたい」や「身近な地域のためになることにチャレンジしたい」の割合が高くなっています。

■川俣町で暮らしていくために重視したい点×年代



2 町民アンケート結果から見た課題

町民アンケート結果を年代別で整理すると、人口維持に向けた若者の定住対策が重要な課題として挙げられます。さらに住民のニーズや意向からの分析結果として、地域活動の活性化をはじめ、生活環境・自然環境の保全・活用、健康・医療・福祉、教育の充実、産業振興、原子力災害からの復興について、今後の計画で取り組むべき課題が整理されました。これらの課題解決とともに、住民の生活満足度が向上するよう、各種施策に取り組んでいく必要があります。

■若者の定住に向けた対策

- ・定住意向の肯定的意見は 10～30 歳代で 5 割未満
 - ・10・20 歳代の「町外への引越しを検討」の割合が高い
 - ・10・20 歳代はやりたい仕事・生きがい・趣味を重視
- ▶ 若年層に対し、川俣町に住み続けることができるよう、総合的な定住対策が必要

■地域活動の活性化

- ・暮らしで重視する点として「身近な地域のためになることへのチャレンジ」「身近な地域での趣味やライフワーク」の割合が低く、地域活動への関心が低い
- ▶ 地域コミュニティの活性化や活動の場の整備、交流促進が必要

■生活環境の充実や自然環境の保全・活用

- ・生活空間の安全性及び快適性の向上、道路網の整備、公共交通の維持・促進、農村環境の整備が必要
 - ・「住環境を充実させたい」「豊かな自然を満喫したい」の割合が高い
- ▶ 生活の希望をかなえ定住を促進するため、身近な生活環境について、ニーズに合った整備が必要

■高齢者をはじめとする健康・医療・福祉の充実

- ・「健康・医療・福祉の充実」を将来のまちのイメージとする割合が第 1 位でかつ年齢とともに割合上昇
 - ・60 歳代以降「地域の人とのコミュニケーション」や「地域のためになることへのチャレンジ」が増加
- ▶ 健康で安心して暮らすことができるまち、高齢者福祉の充実、高齢者の活躍の場の創出が必要

■教育の充実

- ・「教育・生涯学習」を重視する割合が 10～40 歳代を通して高い
- ▶ 子どもの教育環境の充実が必要

■産業振興

- ・魅力あふれる店舗展開の促進、中心市街地の活性化と環境整備が必要
 - ・観光資源の保存と魅力ある観光地づくりが必要
 - ・雇用の安定、就労環境の改善が必要
 - ・「やりたい仕事・生きがい・趣味を充実したい」の割合が高い
- ▶ 日常の買い物環境の利便性の向上とともに商店街の活性化が必要
仕事の充実への希望をかなえる働く場の確保が必要

■原子力災害からの復興

- ・目指すべきまちのイメージで「復興」の割合は低いが、比較的に 10・20 歳代の割合が高い。
- ▶ 住民相互に助け合う意識の醸成とともに引き続き復興を目指していく意識の醸成が必要

第3節 “将来のまち”懇談会

1 実施概要

本町の将来について住民の皆様とともに考える“将来のまち”懇談会を2回にわたり開催しました。

第1回懇談会では、第6次振興計画の基本構想及びまちの将来像や方向性について、第2回懇談会では基本計画及び重点施策について意見交換を行いました。

町全体の将来について、各会場では日常生活から人口維持に関することまで、まちづくりの様々な分野に対しご意見を頂きました。

■ 懇談会の実施概要

テーマ	地 区（自治会等）	開催日
第1回 基本構想、これからの まちの方向性について	小綱木・川俣南・福沢・仁井町	令和3年11月22日（月）
	鶴沢・中丁・すみよし・飯坂	令和3年11月24日（水）
	福田・本町・小神・小島	令和3年11月25日（木）
	山木屋・宮赤・中央・大綱木	令和3年11月26日（金）
第2回 将来像、基本計画及び 重点施策について	鶴沢・中丁・すみよし・福沢	令和4年7月26日（火）
	小綱木・川俣南・飯坂・仁井町	令和4年7月27日（水）
	福田・本町・小神・小島	令和4年7月28日（木）
	山木屋・宮赤・中央・大綱木	令和4年7月29日（金）

■ 各会場の様子



2 将来のまちについての意見整理

懇談会では、協働による地域活動のあり方、身近な生活環境や自然環境、子ども達の教育環境、働く場の確保等、主に住民生活を取り巻く身近な場面について、今後のまちづくりに向けた具体的な意見が出されました。特に、将来のまちの活力を維持するために町の人口を増やすことが重要視されています。

カテゴリ	まちの将来像や方向性についての具体的な意見	
	第1回懇談会での意見	第2回懇談会での意見
<u>町の人口を増やす</u>	●空き家リノベーションや住宅の整備 ●結婚や子どもを持つことへの支援 ●移住したいと思う魅力の掘り起こし、創出	○出身地をはじめ多様性を受け入れる ○海外研修生の受け入れ体制強化 ○ニーズに応える多面的な移住者支援 ○交流拠点としての道の駅の活用
<u>協働・地域活動</u>	●自治会担当職員制度の活用 ●集まる場所、集まる機会の確保 ●若者のまちづくりへの参画 ●世代間交流の活性化 ●いまある地域の良いつながり、コミュニケーションの継続	○住民への情報発信の充実 ○住民が主体的に情報を取得できるしくみ ○目的ごとにあらゆる年代の主な意見を聞く
<u>生活基盤・自然環境</u>	●空き地や跡地、既存造成地の活用 ●中心市街地での商店の集約による賑わい再生 ●子どもにとって楽しい公園の整備 ●通勤・通学や生活手段としての公共交通の利便性向上 ●買い物が便利なまち ●里山や森林、遊歩道など自然環境の活用	○デジタル化を明記した取組の展開 ○景観の向上 ○安価で質の高い住宅の供給 ○公共施設の老朽化対策 ○利用者にとって快適な道路空間整備 ○自治体バスやデマンドタクシーの利便性向上 ○再エネ利活用の促進や脱炭素への取組
<u>医療・福祉</u>	●高齢者の生きがいづくり、自立支援 ●川俣での子育てのメリットを打ち出す ●医療機関へのアクセスや施設の充実	○学童の充実 ○参加しやすい老人クラブの運営
<u>教育・文化</u>	●高校の存続 ●教育環境と教育内容の充実 ●歴史文化を大切にしたまちづくり	○中学生・高校生の通学支援 ○食育の充実 ○地域と学校の連携強化 ○独自の文化の情報発信
<u>産業</u>	●町にある資源を観光に生かす ●企業誘致による雇用の創出 ●人口を増やすための働く場の確保	○農林業の担い手確保 ○農業を軸とした地域振興 ○集落の生活基盤の確保 ○耕作放棄地対策 ○広域的な観光振興 ○宿泊施設の充実 ○観光PRの強化
<u>復興・防災</u>	●震災によるまちづくりへの影響の整理や総括の必要性	○復興の道のり・成果の情報発信 ○国や県との連携強化 ○帰還者が安心して暮らせる環境づくり ○帰還者を中心としたコミュニティの再生

第4節 総合戦略

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第2期総合戦略」）においては、第5次振興計画にある「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」を基本理念とし、「楽しい」「笑顔」をキーワードとして、4つの基本目標とその目標ごとに基本的方向を定めています。第2期総合戦略では、子育ての基盤となる環境の整備、ホームページやSNSを活用した町の魅力発信、川俣町移住・定住相談支援センター設置による移住・定住の取組等を進めてきました。また、地域人材の確保や雇用の創出に向けた高校生向けの就職説明会の実施や学生インターンシップの受け入れ、新規就農支援や起業支援等に取り組みました。さらに、空き家・空き地の利用促進、介護予防のための健康づくり等も推進しています。加えて第2期総合戦略では、横断的な取組として多様な人材の活躍の場やSociety5.0の実現に向けた未来技術の活用、持続可能な開発目標（SDGs）を原動力とした地方創生を推進してきました。

今後は、これらの取組を引き続き進めていくとともに、出会い・結婚・子育ての支援事業の強化や、テレワークの浸透を契機とした移住者を増やすための取組、日常の移動の確保や健康寿命を延ばす取組等に注力していくことが必要です。

■「第2期川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の体系

基本目標	基本的方向
1 結婚・出産・子育て 結婚・出産・子育ての希望がかない、 楽しく子育てできるまち	(1) 出会い・交流の場の創出・結婚支援 (2) 妊娠・出産・子育てへの不安を無くす切れ目ない支援 (3) 出産・子育てを見守り支える社会環境づくり (4) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備
2 交流・関係人口の創出 地域の宝を活かし、 誰もが笑顔で交流できるまち	(1) まちの魅力発信 (2) 交流・関係人口の創出とさらなる拡大 (3) きめ細やかな移住・定住対策の促進 (4) 観光・交流拠点のさらなる魅力化
3 安定した雇用と活力の創出 誰もが元気に仕事ができ、 笑顔あふれるまち	(1) 地域産業を支える人材の確保・育成の推進 (2) 産業成長の支援 (3) 企業誘致、起業支援による雇用の創出 (4) 時代に適応した柔軟な働き方への対応
4 誰もが住みたいと思うまちづくり 安心で、住みやすく、 生きがいをもって楽しく暮らせるまち	(1) 魅力的なまちづくり (2) 誰もが安心して暮らせるまち (3) 健康で生きがいを持って楽しく暮らせるまち

<横断的目標>

多様な人材の活躍を推進する	・多様な人々の活躍による地方創生の推進 ・みんなが参加し、活躍できる地域社会の推進
新しい時代の流れを力にする	・Society5.0の推進 ・地方創生SDGsの実現

2 デジタル田園都市国家構想総合戦略

テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化する中で、国では令和 5 年度を初年度とし、5 か年を計画期間としたデジタル田園都市国家構想総合戦略が令和 4 年 12 月 23 日に閣議決定されました。

デジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを実現し、地方活性化を加速させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すため、4 つの取組方針（①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる）と 3 つのデジタル実装方針（①デジタルの基盤整備、②デジタル人材の育成・確保、③誰一人取り残されないための取組）を定め、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組を推進していくこととしています。

本町においても、第 2 期総合戦略の 4 つの基本目標と 2 つの横断的目標と基本的方向を定め、人口減少社会の克服と地方創生に取り組んできましたが、下記の表でデジタル田園都市国家構想総合戦略の取組方針・実装方針との対応を整理し、これまでの取組を踏まえながら、時代の変化に柔軟に対応し取組を進めていきます。

第 6 次振興計画においても、第 2 期総合戦略での取組を一体的に統合・継承し、深化させていくとともに、デジタルの力を活用し、社会課題解決や魅力向上を図ることとします。

■ デジタル田園都市国家構想総合戦略と第 2 期川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略との対応

デジタル田園都市国家構想総合戦略		第 2 期川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略との対応
4 つの取組方針		4 つの基本目標
①地方に仕事をつくる	→	1-3. 安定した雇用と活力の創出
②人の流れをつくる	→	1-2. 交流・関係人口の創出
③結婚・出産・子育ての希望をかなえる	→	1-1. 結婚・出産・子育て
④魅力的な地域を作る	→	1-4. 誰もが住みたいと思うまちづくり
3 つのデジタル実装方針		横断的目標と基本的方向
①デジタルの基盤整備	→	2-2. 新しい時代の流れを力にする
②デジタル人材の育成・確保	→	2-1. 多様な人材の活用を推進する
③誰一人取り残されないための取組	→	2-2. 新しい時代の流れを力にする

第5節 復興計画

川俣町復興計画は、東日本大震災を乗り越えるため、特に原子力災害の克服により、元気と笑顔に満ち、安心して暮らせる地域を取り戻し、さらに、次世代に引き継ぐべき豊かな自然を回復すべく、住民相互の絆を一層深め、文化的・経済的に発展した新たな地域社会を構築するための具体的な取組や事業を示したものです。

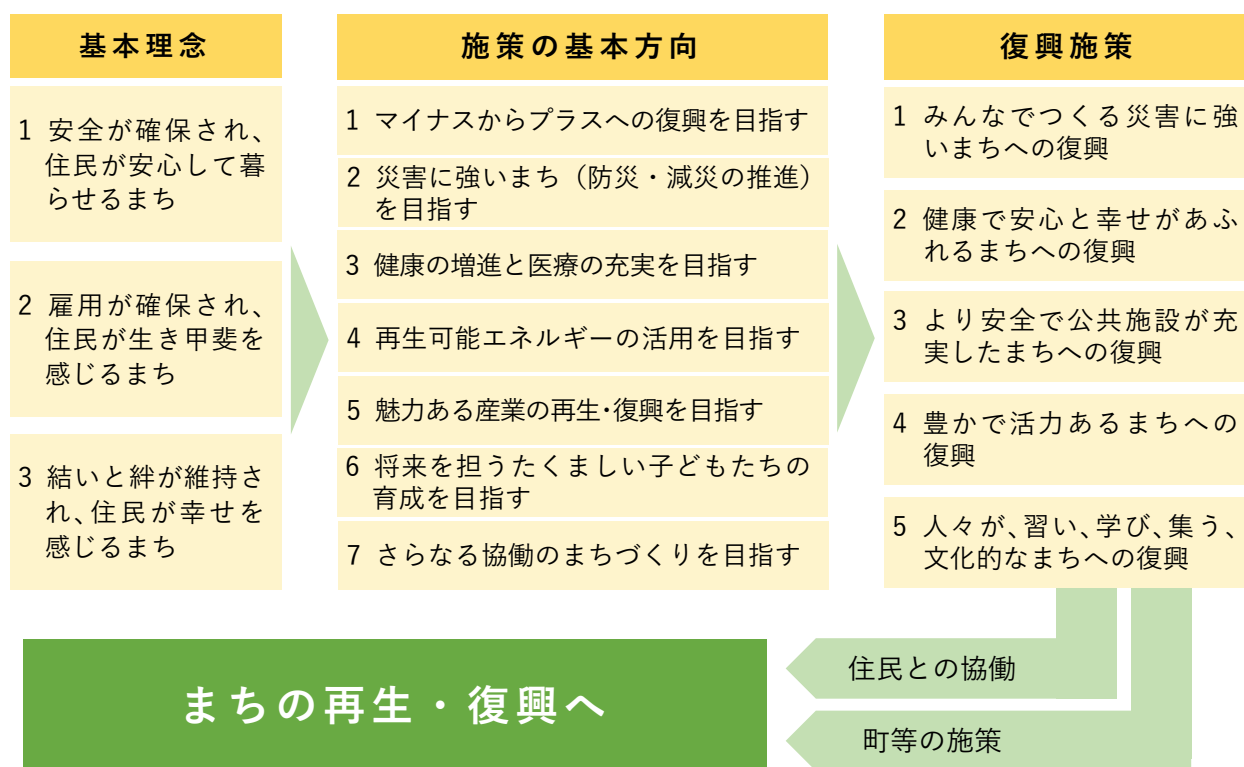
復興計画では、135事業のうち68事業が完了し、67事業は継続して実施中となっています。震災から12年が経過し、ハード事業は概ね順調に進んだものの、少子高齢化の加速や人口減少による影響が産業、医療、福祉、教育など様々な面に及び、確かな復興を実感できない現状です。

除染廃棄物の町外搬出は完了しましたが、仮置場の原状回復、放射線被害から住民の安全・安心を守る事業、産業の活性化を図る事業に継続して取り組む必要があります。

また、山木屋地区では、営農再開が着実に進む一方で、地域コミュニティの再生が進まず、今後の重要課題となっています。住民帰還が進まない山木屋地区を将来も持続可能な地域とするための取組が必要です。

原子力災害によって失われた日常を取り戻すため、今なお残る課題に対して、継続的な支援や対策を進め、確かな復興を成し遂げる必要があります。

■復興計画の体系



第6節 時代の変化による新たな視点

1 持続可能な開発目標（SDGs）の実現

平成27年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

我が国においては、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」など8つの優先課題を掲げ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしています。

本町においても、豊かな自然と共生したまちの魅力向上や産業振興により、持続可能な住みよいまちの実現を目指すことが求められます。これらの取組の推進にあたり、SDGsの理念を取り込むことで、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるため、SDGsを原動力とした積極的な取組が必要といえます。

2 デジタルの力を活用した社会課題解決や地域の魅力向上

かつての平成の30年間で、インターネットや携帯電話を中心とする情報通信技術（ICT）が進化しデジタル経済の進展、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大により、世の中の仕組みや人々の価値観、行動様式は大きく変化しました。そのような中、令和4年12月23日に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略により、地方の経済・社会に密接に関係する様々な分野において、デジタルの力の活用による地域活性化が一層推進されることとなりました。

こうした背景を踏まえ、本町では、積極的にデジタル技術を活用し、住民の誰もが快適にサービスや情報を利用できるよう、行政手続きのオンライン化を中心とした行政におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進をはじめ、社会と行政が一体となった、誰もがデジタルの利便性を享受できる町を実現していくため、「川俣町デジタル化推進計画」に基づき計画的にデジタル化を推進することとしました。

本町では、すでに福島イノベーション・コースト構想に関連した先端技術の活用による製品開発等も進んでおり、テレワークの浸透による働き方の変化や学校教育におけるICT化など、身近な生活においても変革が起こりつつあります。

今後はまちづくりの課題を先進的なデジタル技術の活用で効率的に解決していく体制づくりが求められます。

3 脱炭素社会に向けた取組の必要性

近年、生産活動や消費活動に伴う二酸化炭素排出の抑制については、少なくとも先進国では政策の重要課題として位置づけられるようになりました。わが国でも、令和32（2050）年のカーボンニュートラル化が目標として打ち出され政策等に大きく踏み出すこととなりました。

そのような中で、風力発電、メガソーラーシステム等の太陽光発電、小水力発電などの再生可能エネルギーによる発電電力量を引き上げる努力がなされています。日本が排出する温室効果ガスのうち約9割が二酸化炭素であり、二酸化炭素の排出量の約4割が電力部門、残りの約6割が産業や運輸、家庭などの非電力部門からの排出となっています。令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現は、並大抵の努力では実現できず、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を大きく加速することが必要とされています。

本町においても、住民生活や生産活動のあらゆる場面における二酸化炭素排出抑制につながる取組を推進し、意識啓発を図っていくことが重要です。さらに、環境問題と経済成長の両立を目指し、町内企業等が脱炭素の領域に挑戦できるよう、各種支援体制を構築する必要があります。

4 防災・減災や安全・安心なまちづくりの必要性

地球温暖化に伴う異常気象は世界各地で問題となっており、我が国においても平成 30 年西日本豪雨災害や令和元年台風 19 号災害など激甚化する自然災害へのリスクが高まっています。

自然災害リスクに対しては国土強靱化などの対策が進められていますが、河川洪水に対する流域治水など、水害をはじめ地震、土砂災害、雪害等の災害分野についてもさらなる改善に向けた取組の必要性は依然として極めて高い状況にあります。

そのような中で、特に、防災行政における分野を超えた各種対策の統合化や、国、都道府県そして市区町村の役割分担及び連携体制の確立、さらに消防団をはじめとする地域の防災コミュニティの機能充実、住民の防災意識の向上が急務となっています。とりわけ地方分権の進展に伴って、住民に最も近い基礎自治体である市区町村における質と量の技術的能力の向上が不可欠となっています。

一方、自然災害以外についても、国民の安全・安心の懸念材料となる諸要素があり、新型コロナウイルス感染症の拡大において多くの問題が発生した非常時医療体制についても、将来に向けた課題が明らかとなりました。

これらの課題解決にあたって、制度面やインフラ面の改善はもとより、現状では他の先進国と比較して遅れをとっているわが国の行政のデジタル化に対応するとともに、個々の住民の意識改革及び地域コミュニティにおける防災面の活動の充実が非常に重要となっています。

5 コロナ禍の経験を通じた新たな暮らし方・働き方

新型コロナウイルス感染症拡大の経験から、世界各国は様々なことを学ぶと同時に、潜在的課題が顕在化し、政策的変革が模索されるようになりました。大都市への人口集中は、感染症まん延防止の観点からも課題が多く、人口と機能分散を図ることの重要性が再認識されたこともその一つです。

わが国も大都市への集中、特に東京一極集中がかねてより国土政策の最重要課題の一つでした。これまでも地方のインフラ整備をはじめ多くの施策が講じられてきていますが、その顕著な解決までは至っていません。

そのような中、充実した情報基盤を前提として、企業においてはテレワークが急速に進展し、教育機関においてもオンライン授業や講義が積極的に実施された結果、大都市の機能集中の象徴でもあった通勤混雑が著しく緩和するなど、今後の集中問題解決の糸口が見い出されました。

そしてコロナ禍を契機としてリモートワークや二地域居住を前提とした郊外居住や地方居住が再評価されており、これまで他の先進国に比べて大幅に遅れをとっていた新たなライフスタイル、新たなワークスタイルへの変革が顕著に進むことが期待されています。また、SNS を通じ地縁や血縁コミュニティに依らない新たな人と人とのネットワーク化の進展も暮らしの多様化を進めています。

これを契機に、自然豊かな環境の中での充実した居住環境や、本町の伝統的な地域文化を楽しむ活動に、住民のみならず来訪者が参画することが期待され、例えばふるさと納税などを通じた様々な関係人口の取り込みや地域活動の充実が求められます。さらには、これを好機と捉え、受け入れ側としての移住施策の推進も重要となっています。

第7節 これからのまちづくりの方向性

第5次振興計画の検証結果、町の現状、住民意向、社会の動向等を踏まえ、将来に向けたまちづくりの方向性を分野別に整理しました。

1 川俣町が向かうべき方向性

人口減少等の社会の変化に対応し将来にわたり住み続けることのできる町をつくる

人口減少が進む中でも本町が将来にわたって存続していくためには、多様な人々がまちづくりの様々な場面で担い手となって暮らしを支えていくことが必要です。その中で、お互いに社会を形成する一人として個性を尊重し、多種多様な価値観を認め合い、支え合う意識が大変重要です。

また、本町に住み続けてもらうためには、住まいや働く場、暮らしの利便性の確保はもちろん、魅力ある子育て環境や経済的な安定が必要です。人口減少を抑制し、維持していくために、これまで以上に移住・定住対策に力を入れ、様々な観点から本町の総力を挙げて引き続き取り組んでいく必要があります。

そのような中、社会は大きな転換点を迎えています。新型コロナウイルス感染症の拡大を経たアフターコロナ時代に向け、フリーランス、兼業・副業、ワーケーションの推進等、多様な働き方が模索されており、人々が望む働き方や暮らし方をかなえる場としての本町のあり方を探っていくことが有効といえます。さらに、地方に対する関心も高まっていることから、町外から地域の課題解決に関わっていく関係人口の拡大等、新たなつながりにより地域の活力の維持を図っていく取組が強く求められます。

加えて、デジタル技術の導入による効率化や住民サービスの向上、空き家や空き地の既存の遊休資源の活用など、新たな技術やシステムを有効かつ持続可能なコストで活用していくことで地域の持続的発展を目指していくことが不可欠です。

さらに、本町の誇るべき自然的資源を守り、育て、活用していくとともに、生活の様々な場面や企業活動における二酸化炭素排出抑制を進めるなど、次世代に持続可能な地球環境を引き継いでいく役割に、住民と行政が一丸となり取り組んでいく必要があります。

2 分野別まちづくりの方向性

(1) 協働のまちづくりによる地域課題解決の推進

行政運営においては、人口減少による財政収入の減少等、時代の変化に対応しつつ新たな仕組みを取り入れ課題解決を図っていくための行政職員の資質の向上が重要課題といえます。

また災害対策を例に挙げると、自分自身や家族で備える「自助」、地域で助け合う「共助」、行政が行う「公助」の3つがあり、相互の役割分担と連携が大変重要です。これは地域における様々なまちづくり活動においても同様であり、行政が住民サービスの提供に責任を持つ役割を担うことを基本としつつ、住民と行政がお互いの責任と役割を認め合いながら、支え合い連携し、地域課題の解決や地域活性化を目指していく必要があります。

しかしながら町民アンケート結果によると、地域活動に対する関心が低いのが現状です。住民が主役となって暮らしの中の問題を解決できるよう、引き続き自治会の活動をはじめ、各種まちづくり団体等の活動への支援が求められます。そして、住民一人ひとりが自ら住む地域を良くしようと考え、参加し、支え合う地域づくりの実践が重要です。

(2) 質の高い生活基盤の整備と利便性の向上

暮らしの安全と利便性について、防犯や交通安全、消防・防災対策において住民の満足度が高く、身近な安全が確保されているといえます。一方で、生活道路及び幹線道路など道路網の充実や公共交通の利便性の確保、公園の整備などによる利便性と快適性の高い都市整備が求められています。また、地域社会におけるデジタル技術の導入と普及の促進により、生活に必要な情報の取得やサービスの利用において、利便性と満足度を高めていくことが求められます。

また、人口減少・少子高齢化社会に対応する都市整備として、町の中心部に医療・福祉・交流などの都市機能を集約するとともに居住環境を整備し、賑わいの再生を図る必要があります。あわせて各地域と中心部を結ぶ交通手段の確保により、日々の生活に必要な機能を維持することが重要です。

加えて、これまで私たちの暮らしを支え、豊かな恵みをもたらしてきた農地や山林、河川などの自然環境については、保全はもちろんのこと、改めて地域資源として積極的に活用し、自然と共生しながら、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

(3) すべての人の生活の安心を支える医療・福祉の充実

若者の定住対策が求められる中、本町が子育て世代に選ばれるためには、魅力ある子育て環境の整備など、ニーズを的確に捉えた満足度を高める施策展開が必要といえます。

さらに、高齢化率が上昇を続ける中で、高齢者が健康でかつ安心して暮らすための健康づくりや介護サービスをはじめとする高齢者福祉の充実が求められています。町民アンケートにおいて、年齢が高くなるほど地域活動への参加意欲が増していることから、高齢者が活躍できる環境づくりも重要です。

また、障がい者や生活困窮者など、行政の支援が必要な方々に対しては、引き続き必要な支援や自立に向けた効果的な取組を進めていく必要があります。

加えて、健康・医療の充実や地域福祉の推進は、住民の関心が非常に高い施策です。誰もが安心して暮らすことのできるまちとなるためには、医療機関や福祉関連団体及び各地域の協力体制のもと、引き続きニーズに合った各種施策を進めていく必要があります。今後は、人手不足を補いつつ住民が安心できる医療や福祉を提供するため、デジタル技術や AI 等の先端技術を積極的に活用していくことが求められます。

(4) 新たな時代に対応する学校教育と文化・芸術活動の推進

本町では、少子化が進行する中、子どもたちの望ましい教育環境を整備するため、小学校の統廃合を行いました。一方で1人1台の端末環境整備等、ICT教育への対応及び英語教育や情報活用能力の充実を図っており、今後ますます教育分野のDX推進による質の向上が求められています。町民アンケートでは特に子育て世代の教育への関心が高いことから、子育て世代に選ばれる教育環境の充実は人口減少対策としても重要な課題といえます。

また、本町では音楽の祭典「コスキン・エン・ハポン」を通じて町内外との交流活動が活発に行われるなど、住民は文化・芸術分野の取組について高く評価しています。今後もこうした異文化交流や特色ある文化・芸術活動の機会や場の充実を図りつつ、広く情報発信することで、特色ある観光コンテンツとして町外との交流の拡大に寄与することも期待されます。一方で、国や地域を越えた多様性への理解や、国際的な広い視野で考え行動できる人材育成に努める必要があります。

さらに、各種講座や講演会、スポーツ活動の支援など、今後も住民が生涯を通じて文化やスポーツを楽しむ生きがいを感じることができるよう、支援の継続が求められます。

(5) 企業誘致や地場産業の活性化による働く場の確保

本町のモノづくり産業は、東日本大震災によって大きな影響を受けて以降、震災前の取引関係の維持・回復に取り組むとともに、新たな需要の開拓、供給ネットワークの構築、工業団地造成と企業誘致を実現しました。しかしながら住民意向を踏まえると、引き続き活力ある産業の創出と、特に若者が魅力を感じる働く場の確保が優先課題となっています。そのため、IT 関連産業や環境・エネルギー産業等の成長分野の企業誘致や、イノベーション創出に向けた企業間連携の支援、若者の創業・起業の支援、デジタル人材の育成等を積極的に進めていく必要があります。また、ポストコロナ時代のワークスタイルの変容を好機と捉え、企業等のテレワーク導入の普及やサテライトオフィス誘致への取組が求められます。

農林業においては、山木屋地区などでは、アンズリウムの生産や担い手農家による飼料作物の生産に着手し、農地の除染と経営規模及び生産品目の拡大、花き等の施設園芸の拡大による収益の確保などにより農業再生を図っています。しかしながら、全町的な課題として農林業従事者の高齢化、遊休農地の増加、担い手不足等が深刻化していることから、農業経営の安定化を図るために、引き続き 6 次産業化や高付加価値化を進めるとともに、スマート農業の技術導入の支援などに取り組んでいく必要があります。

商業については、町民アンケートによると食料品などの日常の買い物は町内で、衣料品や家具家電などは町外へ購買範囲が広がっています。町内では郊外型大型店が立地し、それに伴い中心商店街の衰退が進んでいます。そのため、店舗の充実や中心市街地の活性化が強く求められており、中心部の賑わいの再生が重要課題となっています。

(6) 東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故からの復興

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に起こった東日本大震災の後に発生した東京電力福島第一原子力発電所における事故によって、本県沿岸・内陸部に高濃度の放射性物質が飛散し、地域住民の財産や雇用など生活基盤が奪われました。さらには放射性物質による風評被害等により農・商・工業は深刻な被害を被りました。

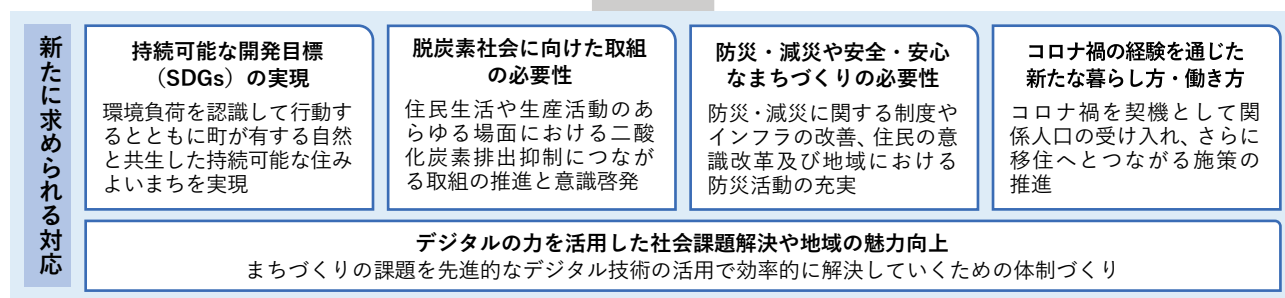
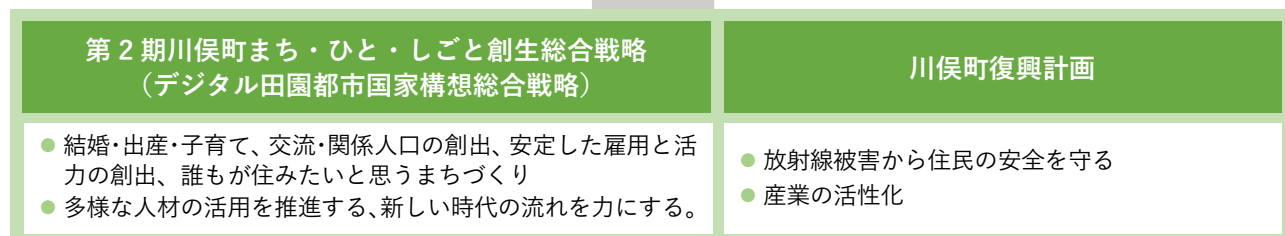
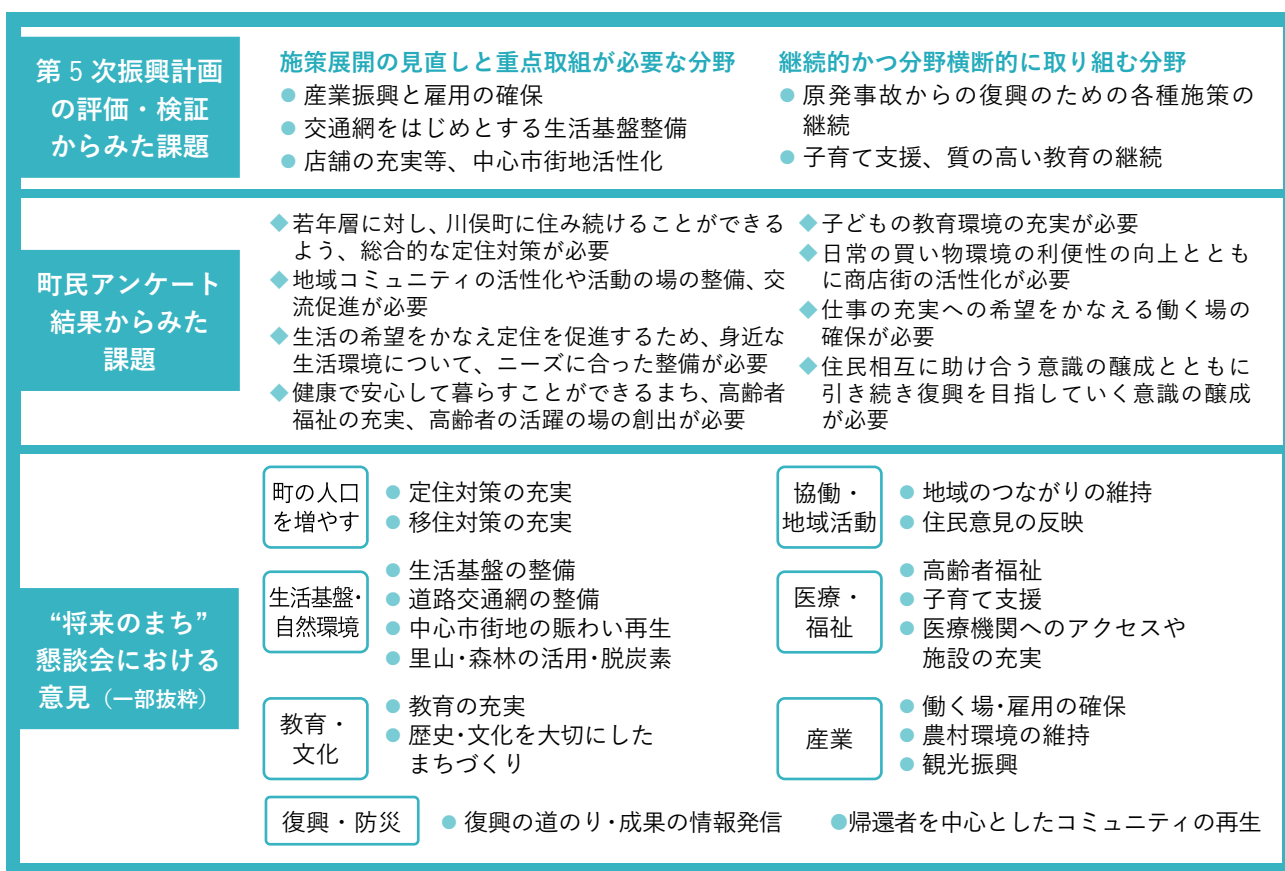
特に山木屋地区においては、原発事故による計画的避難区域に指定され、地区住民 1,252 名が区域外への避難を余儀なくされました。6 年後の平成 29 年 3 月 31 日に避難指示は解除されましたが、町外への避難者は若い世代が多く、帰還が進まない状況にあります。そして避難の影響による山木屋地区のコミュニティの衰退は深刻であり、震災前まで培ってきた住民の絆の再生は最重要課題といえます。

震災後、復興計画に基づき「マイナスからゼロ」、「ゼロからプラス」を目指して、各種事業を展開してきました。しかしながら、ハード事業は概ね順調に進んだものの、少子高齢化の加速や人口減少の影響もあり、復興は道半ばの状況です。

引き続き東日本大震災を風化させることなく、放射線被害の防止や産業の活性化に取り組んでいく必要があります。また、山木屋地区については、将来に向けた持続可能な地域づくりが大きな課題です。産業振興と支援、住民が健康で安全・安心に暮らせるための環境整備など、住民に寄り添った復興事業が求められます。

3 まちづくりの方向性のまとめ

第5次振興計画の検証、住民意向、社会情勢の変化等からこれからの川俣町におけるまちづくりの方向性を整理しました。



これからのまちづくりの方向性

人口減少等の社会の変化に対応し将来にわたり住み続けることのできる町をつくる

協働のまちづくりによる
地域課題解決の推進

質の高い生活基盤の整備と
利便性の向上

すべての人の生活の安心を支える医療・福祉の充実

新たな時代に対応する学校
教育と文化・芸術活動の推進

企業誘致や地場産業の
活性化による働く場の確保

東日本大震災及び東京電力
福島第一原発事故からの復興

